

第 2 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和5年9月21日(木)
午前10時00分 開会
午後 0時03分 休憩
午後 1時00分 再開
午後 3時44分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 (19人)

主 査	日 野 雄 二	副 主 査	永 井 佑
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	西 田 一	委 員	中 島 隆 治
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞 智 子
委 員	木 下 幸 子	委 員	大 久 保 無 我
委 員	森 結 実 子	委 員	小 宮 けい 子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	藤 沢 加 代	委 員	荒 川 徹
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人
委 員	井 上 しん ご		
(委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	泉 日 出 夫)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	岩 佐 健 史
総務企画課長	川 口 美 紀	こども政策推進担当課長	村 上 奈 津 美
幼稚園・こども園課長	野 田 明	保 育 課 長	三 宅 大 二
保育指導担当課長	河 崎 幸 子	事業調整担当課長	村 上 幸 夫
子育て支援部長	高 橋 浩	子育て支援課長	児 森 圭 介
児童育成担当課長	広 村 直 美	母子保健担当課長	中 原 尚 子
青少年課長	白 鳥 公 将	青少年非行対策担当課長	井 上 香 樹
科学館副館長	古小路 忠 生	普 及 課 長	柳 井 雅 也

子ども総合センター所長 安部 聡 子 教育・非行相談担当部長 中溝 直 樹
 子ども総合センター次長 北崎 賢 児童虐待対策担当課長 赤塚 直 人
 外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 有永 孝 書 記 嶋田 裕 文

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第121号 令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第133号 令和4年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	

8 会議の経過

○主査（日野雄二君） 開会します。

本日は、子ども家庭局関係議案の審査を行います。

議案第121号のうち所管分及び133号の以上2件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から子供家庭行政の推進に御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和4年度決算及び令和4年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の御審議をお願いいたします。

令和4年度は、子どもプランの第3次計画に基づきまして様々な事業に取り組んでまいりました。特に新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、児童福祉施設などの感染症対策、それから、子育て世帯への生活支援などを実施してまいったところでございます。

また、北九州市科学館スペースLABOをオープンいたしまして、来館者数は目標としておりました50万人を達成することができました。

さらに、ヤングケアラー相談支援、アプリの活用による妊娠届出手段のICT化など、新たな取組にも着手し、推進してまいったところでございます。

詳しくは後ほど子ども家庭部長が説明いたします。

今後とも、子育て施策のさらなる充実、強化を図ってまいります。引き続き委員の皆様の御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算のうち子ども家庭局所管分について御説明いたします。

お手元配付の令和5年9月議会決算特別委員会資料第2分科会子ども家庭局により御説明いたします。

着席の上、御説明させていただきます。

タブレット端末4ページを御覧ください。

初めに、一般会計歳入のうち、主なものについて目ごとに収入済額を中心に御説明いたします。

なお、金額は万円単位とさせていただきます。

16款1項2目子ども家庭費負担金は、民間保育所保育料などで、収入済額12億6,588万円でございます。収入未済額は9,766万円で、民間保育所保育料の未納などによるものでございます。

17款1項3目子ども家庭使用料は、公立保育所等の児童福祉施設や社会教育施設等の利用者から徴収する使用料で、収入済額3億4,229万円でございます。収入未済額は1,301万円で、公立保育所等の保育料の未納などによるものでございます。

18款1項2目子ども家庭費国庫負担金は、収入済額242億9,435万円で、児童手当や児童扶養手当などに係る国庫負担金でございます。

18款2項3目子ども家庭費国庫補助金は、収入済額79億9,857万円で、子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金や子育てのための施設等利用給付補助金などに係る国庫補助金でございます。

19款1項2目子ども家庭費県負担金は、収入済額75億6,062万円で、民間保育所等への給付である施設型給付負担金や児童手当などに係る県負担金でございます。

19款2項3目子ども家庭費県補助金は、収入済額27億2,098万円で、子ども医療費やひとり親家庭等医療費などに係る県補助金でございます。

5ページをお願いいたします。

25款1項4目子ども家庭債は、収入済額1億9,890万円で、保育所施設整備事業や青少年施設老朽化対策事業などに係る市債でございます。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額481億6,367万円、調定額448億6,240万円、収入済額446億8,508万円、収入未済額1億5,978万円で、収入率は99.6%となっております。

資料6ページをお願いいたします。

続きまして、一般会計歳出についても、目ごとに支出済額を中心に御説明いたします。

4款1項1目子ども家庭職員費は、支出済額44億9,453万円でございます。

4款2項1目子ども家庭総務費は、支出済額88億1,112万円でございます。主なものとしたしましては、子育てのための施設等利用給付事業経費22億2,059万円、地域型保育給付経費22億3,992万円などでございます。翌年度への繰越額は1億7,448万円で、これはこどもの安心・安全対策支援事業など、適正な事業期間を確保するため、予算を繰り越すものでございます。不用額は9億195万円で、これは子育てのための施設等利用給付事業におきまして、対象児童数が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

資料7ページをお願いいたします。

4款2項2目子ども家庭支援費は、支出済額521億2,484万円でございます。主なものとしたしましては、保育所に係る施設型給付経費127億1,929万円、児童手当137億9,061万円などでございます。翌年度への繰越額は1億4,819万円で、これは保育所整備推進事業について、関係者との調整等に日時を要したことによるものなど、適正な事業期間を確保するため、予算を繰り越すものでございます。不用額は22億7,839万円で、これは児童手当の支給対象者数が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

資料8ページをお願いいたします。

4款2項3目母子保健医療費は、支出済額59億7,741万円でございます。主なものとしたしましては、子ども医療費31億3,127万円、出産子育て応援交付金事業経費6億438万円などでございます。翌年度への繰越額は2億4,760万円で、これは出産子育て応援交付金事業について、適正な事業期間を確保するため、予算を繰り越すものでございます。不用額は2億9,833万円で、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの影響により、医療費が減少したことなどによるものでございます。

資料の9ページをお願いいたします。

4款2項4目青少年費は、支出済額10億4,250万円でございます。主なものとしたしましては、青少年施設管理運営経費3億2,482万円、北九州市科学館スペースLABO運営経費4億8,305万円などでございます。不用額は1億4,335万円でございます。

以上、一般会計の歳出合計は、予算現額768億286万円、支出済額724億7,917万円、翌年度繰越額5億7,028万円、不用額37億5,339万円で、執行率は94.4%となっております。

資料10ページをお願いいたします。

続きまして、議案第133号、令和4年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

1款1項1目一般会計繰入金の収入済額は2,875万円、2款1項1目繰越金は1億3,719万円、3款1項1目母子福祉資金貸付金元利収入は1億8,724万円、3款1項2目父子福祉資金貸付金元利収入は78万円、3款1項3目寡婦福祉資金貸付金元利収入は833万円で、以上、歳入合計は3億6,231万円となっており、貸付事業の財源に充てております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目貸付事業総務費の支出済額は1,838万円で、貸付事業に要した事務経費でございます。

1 款 1 項 2 目母子福祉資金貸付金803万円、1 款 1 項 3 目父子福祉資金貸付金24万円、1 款 1 項 4 目寡婦福祉資金貸付金67万円は、修学資金等の貸付けに要した費用でございます。

1 款 2 項 1 目繰出金 3 億1,215万円は、公債償還特別会計及び一般会計への繰出金でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（日野雄二君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきり述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。質疑はありませんか。森委員。

○委員（森結実子君） おはようございます。

ハートフル北九州の森結実子です。よろしくをお願いします。

令和4年度の保育園の待機児童についてお伺いをしたいと思います。

年度初めの4月と年度終わりでもしデータがあったら教えてください。

それから、来年度からこども誰でも通園制度が始まると思うんですが、それに向けて、例えば昨年度ぐらいから保育士さんを増やすとか、そういう対応を取られているのかとか、もう一つ昨年度から保育士さんは増えているのかということをご教えてください。

あと、病児病後児保育事業1億7,700万円、これが市の単費かどうか教えてください。

感染症がはやっているときは預かる子供も多いので、断らなければいけないこともあるみたいなんですけど、感染症がはやっていないときでも看護師さんとか保育士さんを雇い続けなければならないので、病児病後児保育事業についてどの項目で市がお金を出しているのか、教えてください。以上です。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まず、私から待機児童について御説明させていただきます。

直近で言いますと、今年度の4月時点ですが、待機児童は従前どおりございません。そして、年度末につきましては、直近が令和4年度末、今年の3月時点は市内で13名という形で待機児童が発生しております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 まず、こども誰でも通園制度についてでございます。

こちらは、現在のところ、国が申しておりますのは来年度試行的実施と、再来年度、令和7年度から本格実施というふうなことを言われております。まだこちらは事業の中身がはっきり

しておりませんので、今年度は国が検討会をつくりまして、その中で事業の種類出しとか、詳細を決めていくと聞いております。国の検討会議は9月に初めて開かれる予定とは聞いておりますけれども、議論は今後行われていくものと考えております。

したがって、現時点で事業内容、事業類型等は分からないものですから、情報収集には当たっておりますけれども、まだ具体的に動くというところまでは行ってございません。

それから、病児保育についてでございます。

決算額は約1億7,000万円というところでございますけれども、こちらは財源の負担割合といったしましては、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というふうな割合での負担となっております。

それから、運営経費は、委員がおっしゃってございましたけれども、預ける子供がいないときでも、職員さんは雇っておかなくては行けないと。おっしゃるとおりで、それに関しては固定的な経費がかかるというお話は以前からございます。これは今年度から新たに国が始めることといたしましたものがございまして、当日キャンセル加算というものが今年度からできました。これは実に計算がややこしいんですけれども、当日キャンセルになったことによって、本来必要で配置していた保育士さんが基準上は必要なくなった場合に加算しますよという、計算もすぐ面倒くさいんですけれども、そういった加算が今回出来上がりました。

そういったところで、国のほうも固定的な費用がかかっているということは理解してございますし、市としてもそういった国の加算が適用されることとなりますので、極力病児保育の運営については安定して実施、運用ができるような方向でいけたらなと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 森委員。

○委員（森結実子君） 決算なので、昨年度から結構ですけど、保育士さんって増えていきますか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 市全体で令和5年分の統計はないんですけれども、令和4年の数字になりますけれども、正規ですとか、嘱託、パートさん全て含めての話なんですけれども、令和3年度が市内で3,828人と、令和4年度が、若干ですけど増えて、3,876人となっております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 森委員。

○委員（森結実子君） ありがとうございます。

国の審議会はこれからだという話ですが、漏れ聞こえてくる話では、保護者が働いていなくても希望すれば、子供が小さいとか、リフレッシュしたいとか、そういうことでも使えるような緩いこども誰でも通園制度というのができるそうで、そうすると多分保育園の負担は物すごく増えていくと思われるので、保育士の獲得のためと、あと例えば今保育園に行っている方の

数と行っていない方の数を考えて、この人たちがもしみんな来たときに、例えば保育園の大きさが市内で足りているのだろうかとか、そういう試算ぐらいはしておいていただきたいなと思います。

あと、病児保育事業なんですけど、国がキャンセル当日加算金みたいなを出してくださるとい話なんですけど、これもキャンセルが出なければもらえない話で、それでも子供がいてもいなくても看護師さんや保育士さんは必要なので、これはたしか1日2,000円とか安い金額だったと思うので、そこから看護師さんなり保育士さんを常駐させるというのはかなり大変な事業だと思われるので、市としても、財政が厳しいのは分かっていますが、ほとんどボランティアのような状態でやられているところも多いかと思うので、少し考えていただきたいと思います。以上です。

○主査（日野雄二君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 2点お伺いします。

まず1つは、子ども・若者応援センターYELLに関してです。

このYELLと両輪ということで、北九州子ども・若者支援地域協議会というのが設置されていますが、予算が2,350万円ということで、総合的なサポートをする相談窓口業務と協議会の予算配分がどんなふうになっているか教えてください。

それからもう一つ、北九州子ども・若者支援地域協議会において、いろいろな組織が集まるというような形の中で、情報交換とか連絡調整によってつないでいけた件数やその事例があったら教えてください。

2つ目は、不登校状態の子供に寄り添った次への一歩応援事業に関して、実績として改善が見られたということで人数が上げられておりますが、その中で、中学校卒業後、学齢期を過ぎたところへの支援をしていった部分の人数や成果を教えてください。よろしくお願いします。

○主査（日野雄二君） 課長、答弁のときは、年寄りも多いので、できるだけ大きい声で。補職名をまずマイクを使って言う。青少年課長。

○青少年課長 まず、YELLの予算でございます。この2,350万円というのは全て委託料です。子ども・若者支援地域協議会、子若会議と言います。これも会議ですので、幾らか場所代とかそういうのはかかりますが、この中には入っておりません。若者支援の予算に入っております。

それから、子ども・若者支援地域協議会の中でのいろいろなケース会議、これは年に3回から4回行っておりまして、基本的にはお互いの業務をそれぞれこんなケースがあったということで相談し合うというのがありますが、日頃から顔も見える中で、顔つなぎという部分もございます。ですので、ケースとしては1回の会議当たりには1件とか2件とか、こういうケースがありますよという話が出て、それなら私のほうでこういう方法がありますよみたいな形で会議をしております。すみません、具体的に何件がその会議の中で出たかというのは、今のところ

把握はしておりません。

それから、もう一点がアウトリーチ、次への一步応援事業につきましては、昨年度は73人支援しまして、65名は好転したと。そのうち、中学校を卒業して進路が決まった方は、今資料を。

○主査（日野雄二君） 分からなかったら、一遍やめて、後から。青少年課長。

○青少年課長 すみません、後から報告します。以上になります。

○主査（日野雄二君） 次、ほかの答弁はなかったの。もう終わった。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 子ども・若者応援センターに関してです。

ここは、学歴期を過ぎた子供たちの支援や相談を受けていくというところで、非常に学齢期後というのは重要なところだと私は考えております。それで、とても期待したのが、この子ども・若者支援地域協議会というところで、協議会にどういうふうなところから入っているかを見た中に、もちろん教育委員会も入り、高校の学校代表が入り、ひきこもり地域センター、北九州における不登校傾向の子供たちにとって関連のあるところの方々が集まる協議会というところで、子供をつないでいける協議会と捉えて、質問させていただきました。

その中で、業務のケースを紹介して、またつないでいくため、それをどうするかというところをアドバイスしていくということ、それはやはり行政が縦割りなので、非常に重要なことだと思いますけど、これだけの代表者、それから、実務者の会議もあると聞いておりましたので、代表者よりも実務者、実際に動いている方々にとって、自分のところでは抱えているけど、これはもっと手を広げたい、もっとと感じているようなところを横につないでいく、実際に1人の子供をこれだけのメンバーで、じゃあこれはここがいいよねというようなものになっていけば、不登校状態で、そして、15歳以上になって家の中に引き籠もっている子供たち、保護者にとってちょっと安心できるものではないかと思っておりますので、横のつながりというところをこれからしっかりとさせていただければと思います。要望です。

それから、先ほど不登校状態に寄り添った次への一步応援事業で、中学校卒業後という、そのところにしっかりと関わる、今はまだ高校1年生のところまでだったと思うんですけど、そこにしっかりと関わっていくというところ、中学校からのものを引き継いでいくというのはもうこの事業しかないような感じを受けております。この事業の中で、中学校卒業後に進学したという部分で成果を見るのではなくて、子供が本当に自立できたのか、不登校状態から抜けられたというようなところをぜひ判断していただきたいと思う。

今通信で高校に進学する子供たち、特に不登校状態にあった子供は多いと思います。通信であるからなかなかまた家から出れない、人との付き合いがないからまたそれ自体が続かないということで、不登校というか、期限が来ればひきこもりという形で言うのではないかと思うんですけど、そういう状態になる学齢期を過ぎた子供たちのところへもっと今後手厚く支援をできるような体制をつくっていただきたいと思っております。これも要望です。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 先ほど言われました、中学卒業の1年後におきまして、子ども・若者応援センターにつないだりとかやっていきながら、そこで手が切れないように支援はしていきたいと思えます。

すみません、先ほど御質問のございました、昨年度に中学3年生で卒業された方は24人おりまして、そのうち20人の進路が決まった。これも今言われました、単位制高校とか、定時制高校とか、普通高校に進学された方もおられます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） いいですか、小宮委員。

○委員（小宮けい子君） いいです。

○主査（日野雄二君） ハートフルほかに。大久保委員。

○委員（大久保無我君） よろしくお願ひします。

まず最初に、行政評価の取組結果から、保育士等の確保ということで、決算が9,823万6,000円となっています。金額はいいんですけど、この事業の目的は、例えば取組概要に書いていますように、保育士の資格取得の見込みのある人に対しての就職支援とか、保育士の免許を取っても、全員が保育士になるわけじゃないので、保育士になってもらうような取組だと思えますよね。それから、既に保育士になっている人の離職対策、それから、幼稚園の教諭免許を持っている人に対しての保育資格の取得支援と、予備保育士雇用補助などということを書いてあります。

評価としては順調ということを書かれております。評価の理由として、就職成立件数は僅かに減少したが、保育所待機児童数ゼロを達成したことから順調と判断となっています。

お伺ひしたいのが、待機児童数がゼロになった要因についてお伺ひしたいと思います。

それから、何人就職させようとして、何人の就職だったのか。

さらには、離職防止に関して、離職人数は何人だったのか、取りあえずここを教えてください。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まず、待機児童ゼロの要因について御説明させていただきたいと思えます。

平成27年度に新制度が始まって以降、今後の保育ニーズの高まりを市としても感じておりまして、市内で保育所の新設であったり、あと老朽化した民間施設を建て替えていくときに……。

○主査（日野雄二君） もうちょっと大きい声でしゃべれんか。自信がなさそうやないか、おまえ。事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 失礼しました。すみません。これまで平成27年度以降、保育ニーズの高まりを受けまして、市内で新たに認可保育所の新設であったり、老朽化した民間施設、これを建て替えていくときに施設の定員を増やしていくような形で定員増に努めてまいりました。そうした中で、従前から年度初め待機児童ゼロという結果を続けている状況でございます。以上

でございます。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 行政評価の関係で、保育士の求職求人がどのくらい成立しているのかというお話でございました。

保育士・保育所支援センターの令和4年度の実績でございます。求人数が508件、それから求職の件数が169件で、マッチングが成立したのが101件となっております。令和3年度は、この成立の件数が118件と若干多かったところから、今回のような表記とさせていただいてございます。

それから、離職者数といったところは、現在、数字は持ってございません。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

ちなみに、令和4年は何人目標で就職してもらおうと思っていたのでしょうか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 目標人数というところで申し上げますと、なかなかどこを目標にするかというのは難しいんですけども、少なくとも求職の件数が169件ございましたので、これに近ければ近いほどいい数字なのかなと、成立は先ほど101件と申し上げましたけれども、求職の件数が169件なので、そこが一つの指標になるのかなと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

求職が169件で、成立が101件で、ということは差引きで68件、需要がまだ満たされていませんよという状態ですよね。なのに待機児童がゼロというのは、これはどういうことなんですかね、予備保育士状態になるんですかね。多めに雇っているよという状態になっているということではいいんですかね、理解としては。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 この予備保育士の制度は、毎月毎月児童の数が増えてきますので、それに伴って保育士さんも必要となってきます。なので、その保育士さんは年度当初からあらかじめ予備的に雇用していこうというのがこの予備保育士の制度です。ここの指標の10月の待機児童ゼロというところにも、この予備保育士が寄与していることは間違いないとは思いますが、人数として何人それが寄与としているのかといったところまでは、すみません、出されている状況ではございません。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） すみません、私の質問の仕方が悪かったというか、変な質問をしてしまいました。ごめんなさい。よく分かりました。ありがとうございました。

保育士の数というのは、子供がどんどん減少してきているので、当然そこで変動があるとは思いますが。

ただ、この行政評価の取組結果を見ていて思ったのは、指標として、何人を目標に入れたかと思っていただけ、何人だったとか、離職者数が去年何人だったけど、やっぱりこのぐらいにしていきたいというような、具体的な数字を入れていかないと、行政評価の意味をあまりなさないんじゃないのかなあと思いましたので、この話をさせていただきました。

ですので、離職者数の把握とかが大事なのかなあと思います。結局その要因とかが見え出してくると、その対策につながってくるということになるでしょうし、いろいろ要因があるでしょうから、対策を打つためにはやっぱり原因を求めなきゃいけないということになるでしょうから、こういう事業をやっているのであれば、相談窓口をつくりましたとか、ピラを配りましたとか、そういうことではなくて、具体的にどんな要因をこの取組の中から見いだしてきたので、具体的にこういう対策、手を打つことができましたというところで初めて対策になっていくでしょうから、そこに行政評価の意味があると思いますので、ぜひ評価の指標について考えていただければと思います。

それから、子ども食堂開設支援事業について、これも行政評価の取組結果からなんですけども、今年も順調に子ども食堂が増加をしましたということで、去年が42か所、今年が49か所ということで増加していますと。

聞きたいんですけども、子ども食堂があることの意味というのはそもそも何だと思いますか。それで子ども食堂をやっていることによって、そこからどんな知見、データ、傾向みたいなものが得られているのかということについて教えてください。

○主査（日野雄二君） 児童育成担当課長。

○児童育成担当課長 子ども食堂についてお尋ねがございましたので、御答弁させていただきます。

行政評価ということで順調に増えておりまして、現時点ではもう50か所以上の子ども食堂が開設しているところでございます。

具体的に、子ども食堂に指標として数字以外の部分でどういった効果があるのかということですが、まず、居場所づくりということで、今、学校、家庭以外の第三の居場所というような言い方をされるんですけども、元気にお子さんが来て、そして、地域の方と顔が見える中で食事をする孤食の防止であったり、そこでいろんな地域の大人と交流するなどして、子供にとっての居場所、それから、それに参画して運営に携わってくださる地域の方、また、今子供会などもなかなかうまくいっていないところも多うございますので、そういったところで地域の方と子供の交流というところがまず目指しているところです。

あとは、民間の方の思いとして、例えば貧困対策というような言い方で活動されていらっしゃる方もいまして、なかなかお食事が取りづらいお子さんにお食事の提供をするとか、そうい

ったような機能も持っているところでございます。以上です。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

当初、子ども食堂というのは、食べることができない人たち、子供たちに対して一食でも提供したいよねというところで、関東からスタートして、全国に広まって爆発的に広がっているという状態なんですよ。その思いというか、その考え方というのはいまだに根づいているものは必ずあると思うんです。

子ども食堂が増加していくことで世の中はどうなりますかという話だと思うんですけど、例えばその根底に貧困があったりとか、家庭の事情とかの複雑な問題みたいなものがあるのであれば、そこは根源的に解決していかなければいけない話だと思うんですよ。なので、子ども食堂を通じて本来はその家庭の中の状況であったりとかを見ていきながら、その支援につなげていくというのが子ども食堂の中で本来どんどん取り組んでほしいことだと私は思っています。

ここに来ざるを得ない人たちもいれば、逆に言うと楽しくわいわい食事が取れる場所をたくさんつくることによって、いわゆる生活に厳しい子供たちが、そこに混ざっているという状態ができると思いますので、もちろん地域の居場所づくりとか、いろんな交流というのはどんどんやっていただきたいと思うんですが、それを通じて見えてくるものというか、支援が本当は必要な人たちに対してのちょっと目配せというか、要は学校の先生であったり、あっ、この子はということが見極められる人っていると思うんですよ、見た目とか振る舞いとかで分かる人たちもいると思うので、子ども食堂を通じて、ぜひそういう子たちの姿を見ていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、スペースLABO、ここについて簡単に聞きたいんですけども、入場者数が目標50万人を達成しましたということで、それはすごい順調だと思います。ただ、教えてほしいのが、どんな年齢層が来ているのか、それから、市内、市外の別が分かるのか、教えていただければと思います。

キャパですよ、どのくらいがスペースLABOのキャパなのか、1日の入場でこのくらいというのがあるのかどうか、教えていただければと思います。

○主査（日野雄二君） 普及課長。

○普及課長 北九州市科学館スペースLABOについての御質問をいただきました。

まず、年齢層についてなんですけども、小学生、中学生、このお子さんが大体2割から3割、未就学児、幼稚園生、また、保育園、こういった方々が1割、それ以外が一般的な大人というふうな区分になるんですけども、大体親子連れというふうな、小学生もお一人で来るというふうな形ではないので、親子で来るのが大体7割から8割ぐらい、これが一般的な入場者の区分になっております。

あと、市内なのか市外なのかについてなんですけども、もちろん時期によって変わってくる部分ではありますが、ナンバープレートの調査であったりとか、あと入館される方々のアンケート、これを取った結果、おおむね市内の方が5割、市内含めて県内全体で8割、県外で2割、大体このような区分になってございます。

あと、1日のキャパなんですけども、プラネタリウム、そして、常設の展示、現状、常設の展示は1時間当たりに150名、プラネタリウムが1投影について250名、このような形で一応キャパシティーがどうしても決まっているというふうなところもありまして、1日で大体2,200人から2,300人程度、ここら辺がマックスのキャパシティーになります。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

何でこれを聞いたかという、たしかコロナのときだったですかね、入場制限がかかっている、申込みをしないといけなかったりするんですけど、市外とか県外の人がいっぱい来ているんじゃないかなみたいな、市民なのに使えないのかとすごく思っていて、行きたかったんですけど、行けなかったというのがあったりして。

全然局が違うんですけど、前にラグビーのウェールズがミクニに練習しに来たときに、物すごい人が来たんですね。そのときに全然近づけなくて、小倉駅から物すごい長蛇の列ができて、聞いたら福岡市からいっぱい人が来ていたとか、しかもただですからどどん人を入れるんですよね。それって、北九州市が頑張っているのに、何か喜んでいるのは福岡市民っておかしいよなとか思っていた経緯があって、スペースLABOに入るのにも制限がかかっていたりしたときに、市民を優先してほしいよなと正直思ったものですから、質問させていただきました。

市外から来るということは、全体からするとまだまだ余裕がありますよということですかね。

○主査（日野雄二君） 普及課長。

○普及課長 そうですね、やはり今年も夏休みの時期というのは書き入れどきの様な形にもなりまして、予約でいっぱいになるというふうな日も発生はしましたが、大体、今、平日であったりとか、一般的な土曜日、日曜日については、多少余りもありまして、事前予約制ではございますが、当日来られて、空きがありましたらそのまま入場していただいているという様な形になってございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。ぜひこれからも頑張ってください。

最後に、ヤングケアラー相談支援事業についてお伺いします。

これも行政評価の取組結果から見させてもらっているんですけども、令和4年度が相談件数が349件ということで、この相談窓口の種類ですよね、電話とかがあるのか、それから、現場は

もちろんあるんでしょうけど、どんな種類があるのかについて教えてください。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 349件の内訳でございますが、やはり電話が一番多くございまして、ただ詳しく電話だったのか面接だったのかというところまで今ちょっとデータを持ち合わせておりませんが、電話が多いです。

それから、お子さんにつきましては、やはりウェルとばたまでお越しいただくということが難しいので、学校に出向いたときに、学校の面接室を使わせていただいて、面接をするような形で工夫をしているところでございます。

窓口体制につきましても、今まで常勤1名、非常勤1名の体制でしたけれども、子供さんの面接で学校に出向いていったりというときに、窓口が空にならないように今年度から増員したところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

ということは、電話で一旦相談を受けて、それから、じゃあ学校で詳しく話そうかねというような流れになっているということですね。分かりました。

知りたかったのは、ヤングケアラーとなっている子供の相談を受けました。そこでももちろん終わらないと思うので、その子供たちの家庭での負担とかがどう変化したのか、どういう支援につながったのかとか、この相談件数だけでは分からないので、教えていただければと思います。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 ヤングケアラーにつきまして、まだ法制化されていない関係もありまして、やはり直接支援に入るためには、御本人と御家族に一旦了承いただくという形が必要になっております。今のところ、関係機関から御相談をいただくことだとか、学校からの御相談が多いんですけども、関係機関を入りに子供さんにお話をさせていただいて、実はこういう窓口があって、あなたの話を聞ける人がいるよということで、つなぎをさせていただいているのが今はまだ現状でございます。法制化とかがあれば、例えば本人の同意とか関係なく、面接ができる可能性はあるんですが、今のところは法制化されていないので、一旦は御本人の同意がないと本人と会えないというところになっております。

というのが、やはりヤングケアラーというと、ヤングケアラー本人の問題というよりは、御家族の介護だとか、御家族の家事をするという、御家族のことについての相談になりますので、あまり同意が取れない中で入っていくと、何でそんなうちの恥を外に漏らしたのかとあって、さらに子供が厳しい立場にならないようにという配慮もございまして、まずは関係者の方から相談窓口のことを御紹介させていただいて、丁寧につなぐということを今しております。子供さんにつきましては、こういう話をなかなか外でできなかったということで、その後、複数回の相談につながっております。

成果というところにつきましては、なかなかどれをもって成果というところが私どもも非常に難しいところではありますけれども、話を聞いてもらうだけでも、今まで誰にも話せなかったのよかったですというお子さんの声であったりとか、実際介護保険の申請手続からサービス利用になったというお子さんがいるのも事実です。

ただ、成功例ということについてはたくさんあるわけではないので、例えばこの情報がすごく広まってしまうと、次相談しようと思っていた人が、いや、どこかでばれてしまうんじゃないかとか思うことにならないようにというところは非常に窓口も私どもも気をつけながら対応しているところがございます。ヤングケアラーについては、まだ入り口に立ったかなあというところではあります。

もう一つは、今年度からヤングケアラーの世帯に対するヘルパー支援事業を始めますので、そういう新たな道具を使いながら、多面的に支えていければなと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

ちなみに、いわゆるヤングケアラーかなとか、ヤングケアラーっぽいなあとかいうのが、今のお話からいくと、学校であったり、周辺の人たちが相談窓口につなぐというのが主なんでしょうかね。子供たち自らとかというのは、比率がもし分かったら教えてください。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 比率は、子供の周りにいる大人の方が大半です。そういう方からつないでもらうというところの作業に非常に時間がかかっているというところではあります。やはり御本人さんに突然知らない人が紹介してもなかなかつながらないので、それは学校の担任の先生であったりとか、スクールソーシャルワーカーの方とかが丁寧につないでいただいているような状況で、本人と面接ができて、本人の課題についていろいろ話を聞いていくということを今は丁寧にやっている段階です。以上です。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。すごく重要な取組だと思います。

ただ、ある意味見つけ出すというか、潜在的にまだ分かっていない人もいるかもしれないし、順繰り順繰りに子供が入れ替わっていくでしょうから、常に目を光らせるというか、常にチェックをかけておかないと、また、次のヤングケアラーが生まれてくるようなことになるでしょうから、すごく緊張感がある仕事なんだとは思いますが。

ただ、年齢が上がっていけば自分で発信できると思うんですよね。そういう意味では、高学年から中学生とかにかけては、入り口は本人とかでもいいとは思いますが。ただ、窓口の存在を知らないことには、そもそも相談したほうがいいのかという発想にもならないでしょうから、何かそこら辺の啓発というか、呼びかけみたいなこと、学校、教育関係との連携みたい

なのはどんなことになっているんですかね。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 やはり今おっしゃるように、啓発については非常に大事だと考えております。学校側のほうも、あと人権の視点ということからも啓発については非常に、この2年、3年力を入れてきておりまして、明日への伝言板というラジオ番組がありますけれども、そういうものを題材にしたものを昨年行ったりとか、あとは令和4年度末には、人権文化推進課のほうと協力しまして、モモマルくんを使ったヤングケアラーの啓発をするような絵本をつくっていただいて、各学校に配布したりとかということもありまして、子供にできるだけ届くようにというところは工夫しております。

ヤングケアラーの窓口につきましては、PRの方法としましては、まずは窓口を開設したときにチラシを市立学校の全児童生徒にお配りしたのと、あと子ども相談ホットラインという小さいカードを毎年、市立小・中学校、高校も配っていただいているんですけども、そこに実はひっそりとヤングケアラーの相談窓口も一緒に掲載させてもらって、子供たちの手元に確実に届くようにという工夫はしております。

ただ、工夫はしても、繰り返し繰り返し伝えていったりとか、子供自身がヤングケアラーと気づいていないということも国の調査でも分かっておりますので、周りにいる大人が深刻になる前に気づいてあげるということなんかが必要だと思っておりますので、関係機関への啓発であるとか、出前講演とかかなり力を入れて昨年度はやっておりますので、そこはもう引き続き取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○主査（日野雄二君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。非常に重要な取組ですので、これからも議会の中でも一緒に勉強させていただければと思います。よろしくお願いします。

行政評価の取組結果全体の話でいくと、ここから見ていくのが具体的な数字みたいなものとかを載せていっていただきたいなというのはあります。事業本来の目的は何なのかとか、何を解決するためにやっているのかというようなことも本来書いていったほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。それを書くことで、こういう対策をしていますよとか、こういう取組をしていますよというのが見えてきて、数値化できないものももちろんあると思います。あると思いますけど、できるものに関してはなるべく数値化して行って、別に達成できてなくてもいいんですよ。それは頑張って取り組んでいこうねとか、目標値を高め設定しているんだなとかという話になっていくだけなので、それが達成していないから、何だよ、怠慢しているのかとかという話にはならないと思うんですよね。だから、本来チェックする我々がそういう目を持って見なければいけないとは思いますが、できる限り行政評価の取組結果に関しては、そういう目標値、取組の目的みたいなものと、それを具体化するための取組はこうですよ、それが数値化できるものは何件ですよ、何件から何件に変わりましたよ、去年よりこうなりました

よとかいうような書き方をしていただくと、発展につながっていくんだと思うんですね。なので、子ども家庭局だけじゃなくて、全体の話になっていくと思いますけども、そういう観点から行政評価の取組結果を活用できていくと思いますので、使っていけるように、我々もそういう観点から見ていったときに、こういう議論ができていくと思いますので、そういう観点から、書き方の工夫もこれから考えていっていただければなと思いますので、よろしく願います。以上で終わります。

○主査（日野雄二君） ほかに質疑は。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、私から幾つかお尋ねします。

まず、中・高生の居場所づくりについてお尋ねします。

黒崎のコムシティ地下の1階にあるユースステーション、昨年度は約3万1,000人が来館したということです。一方で、今年7月17日に開かれた戸畑区でのミライ・トークでは、私も参加しましたが、多くの高校生からたまれる場所がない、部活の後に仲間と会話しながら御飯を食べられるようなところがあったらいいといった多数の声がありました。また、学生だけでなく、地域の人も関われる、そんな場所があったらいいなという声もありました。

市長は、本会議で、ユースステーションのほかに、中・高生の居場所として公共施設が30施設あると言われまして、それらの情報はホームページ等で周知を図っているということでしたが、また、公共施設以外でも、カフェ、ファストフード店など民間施設も利用されているということでしたが、お金を使えば利用できる民間施設というのはそれなりにあると思いますが、そういう中でもたまれる場所がないというのが中・高生の率直な声だと思えます。

公共施設30施設の中・高生の利用状況について、子ども家庭局として、これは他局の分もあるわけですが、把握されているかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、子供たちが安全・安心に過ごせる環境整備についてお尋ねします。

元気発進！子どもプランの目標の中に、子どもが安全安心に暮らせるまちをつくるということがうたわれておりますが、子ども家庭レポートにも、平成30年度実施の子ども・子育て支援に関する市民アンケートの結果が紹介されておまして、保護者がより力を入れてほしい子育て支援策ということで、子育て家庭が利用しやすい公園や子育て支援施設等、いつでも安心・安全に過ごせる公園や施設ということが最も多くなっているということです。

子供たちに聞いても同じような意見、回答がそういうふうになっておりますが、令和4年度の子供たちが安全・安心に過ごせる環境整備に関して、本市の取組について、関係局との連携も含めてどのように行われたのか。いろいろ課もまたがると思うんですけど、主なところでどういう取組があったのか、教えていただきたい。以上です。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 公共施設30施設を今ホームページ等で居場所として出していますけど、その利用状況についての御質問にお答えいたします。

これは、現在、公共施設30施設については全局に照会をいたしまして、受け入れていただけるというところを出しています。その利用状況でございますけど、濃淡がございます。また、状況についてはフリースペースとか、交流スペースなどは、ふらっと寄って帰っていくということで、なかなか今現在のところは状況の把握はできておりません。ただ、聞くところによりますと、高校生とかは試験前とかによく来られるという話は漏れ聞きます。ですので、すみません、この状況調査については、我々も今後、その把握に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 私から、公園や施設などで子育て世代の方ですとか、お子様が使いやすい安全・安心に暮らせる、使えるような施設づくりについての関係局との連携状況についてお答えいたします。

令和4年度の実績についてなんですけども、具体的な状況というのは、すみません、詳細はこちらで今把握はしていないんですけれども、公園づくり等まちづくりの段階におきましては、区役所含め、関係部局で、お子様の意見ですとか、子育て世代の方の意見を聞きながら取組を進めていると伺っております。

今後、連携できるところは連携しながらまちづくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今後、公共施設30施設の利用状況については把握したいということですので、私もいろんなところを見て回ると、結構高校生なんか教科書を広げて勉強している場面をよく見ます。だから、30施設と紹介されているけども、恐らくみんな知っていると思うんですよね。だけど、いつ行ってもいっぱいだとか、あるいはもっとほかのところにそういう施設があってほしいという、そういう思いからミライ・トークではそういう意見がたくさん出たんじゃないかと思います。

それで、ぜひ状況把握していただいて、今後の取組に生かしていただきたいと思うんですが、例えば黒崎にあるユースステーションを利用した中・高生の実績ですが、行政区別にどんな状況、分布になっているか教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 来館者数の状況というのは把握していますが、すみません、今現在、その事業について、来られた方の区別の人数把握はしておりません。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 利用者の分布というのは分からないんですかね。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 利用者の区別は、八幡西区が一番多くて、次が八幡東区というような形で、西

部の方が一番多いような形になっております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 私が聞いたところでは、今言われた八幡西区、八幡東区、若松区、このいわゆる西部地域の利用者が全体の82.3%で圧倒的多数が西部の人たちですよね。そういう西部の人たちが中心にユースステーションを非常に活発に利用されていると思うんですが、例えば先ほど言われた中・高生の居場所として利用できる公共施設30か所のうち、このユースステーションのような無料自習スペース等があるのは、八幡西区ではこのユースステーションを含めて3か所、小倉北区では1か所しかありません。他の区にはそういうスペースはないんですよね、この30か所の中には。そして、小倉南区にはこの30か所に含まれる公共施設そのものがないんですね。

ということで、若者の居場所に対する多様なニーズについて、全て公共で提供するというとは言いませんけども、少なくともユースステーションの利用が市の西部地域の中・高生が中心だということを踏まえて、東部地域にも拠点を整備すべきではないかと思います。これはぜひしっかりとした答えをいただきたいと思います。いかがでしょうか。（「そうだ。」と呼ぶ者あり。）

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 子ども家庭局といたしましては、ユースステーション、若者の人づくりの活動拠点といたしまして、黒崎のコムシティに開設して以降、そこを市の拠点としてこれまでも取り組んでいるところでございます。確かに立地的な問題もありますので、西部の利用者の方が非常に多いという現状はうちのほうも把握をしております。

ただ、事業としてどこに向かってやるかといいますと、拠点は確かに八幡西区にありますけれども、全市的な形で事業の展開はさせていただいていると、そういった努力もしてまいりたいということで、過去からも御答弁させていただいているところだと思います。

来館者3万人ということですが、今市内の高校に出向いた事業ですとか、出前講演などもしておりますので、そちらも含めてプラス1万人の方が利用していただいているという状況でございます。（「子供の拠点がどこかだろ。」と呼ぶ者あり。）

○主査（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） オンラインとか出張で取り組んでいらっしゃることは分かっております。

ただ、来館者の3万人のうちの8割以上が西部ということなんですよ。やはり地理的な問題、立地条件というのがあると思うんですね。だから、黒崎にありますから大いに来てくださいますよ、遠くからはなかなか行けませんよね、これが示していると思うんですよ。

だから、さっき言いましたように、全てを公共でとは言いませんけど、少なくとも西部に1か所、東部にもう一か所、バランスよくこういう施設は配置すべきだと思いますので、これについては先ほどの答弁以上がなければもう今度市長に直接お尋ねしたいと思いますので、私の

意見としては申し上げておきたいと思います、時間の関係もありますので。

あと、先ほど子供たちが安全・安心に過ごせる環境整備についてということでお尋ねしたんですが、これは他の局にも要望したんですが、戸畑の岩ヶ鼻プールが廃止されて、後の岩ヶ鼻公園の再整備について、地元の子供たちが安心して伸び伸び遊べるような施設として整備してほしいという、そういう注文がっております。子ども家庭局としてもぜひ関係局と連携をして、そういう地元の声に応えるような取組をしていただきたいということ、これは要望しておきたいと思います。私の時間が来ましたので、以上です。

○主査（日野雄二君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私から、安心・安全を実感できるまちづくりというところで、薬物乱用防止の件で2点ほど質問させていただきたいと思います。

薬物乱用というのは、いろいろ新聞も騒がせているわけですが、9月4日の西日本新聞で、1面で脱法大麻で健康被害と、強い毒性があり販売規制強化というような、こんな見出しで、大麻の有害物質の一部を変えた脱法状態の成分を含む製品が販売されていると、それが広がっている、こういったものを摂取した人たちの中で、4府県、9人に健康被害が出ていると、そのうち8人は緊急搬送されたというような記事がありました。既にオンライン等を使って、こういった販売がビジネス化されているといったような報道でした。

全国の警察が今年の上半期に摘発した大麻事件の容疑者が、過去最多の2,837人に上ったそうです。覚醒剤事件の容疑者2,070人を初めて上回ったと、そういう状況になってきたということです。特に若者へのまん延が深刻で、昨年摘発された容疑者のうち約7割が10代から20代だったということです。こういった背景には、個人でも大麻栽培が可能と、そういった方法もネットで見れるということ、あるいは覚醒剤より価格が安いと、こういった原因があるんじゃないかということで、専門家は啓発などを強化する必要があると指摘しております。御存じだと思います。

一方、九州7県で見えますと、2021年の大麻事件摘発数は636人と、この数は10年前の3倍であるということと、そのうちの6割が福岡県だということで突出しております。

それと、先ほど言ったように、大麻の幻覚成分の入ったクッキーなどの加工商品が捜査当局の家宅捜査で押収されるケースというのも一方相次いでいるということです。

警察庁のまとめで、大麻栽培の摘発件数は2014年130件から2020年257件に倍増し、その後も200件台で推移しているという状況だということです。調査号では、大麻乱用少年、20歳未満の数が載っております。令和2年が11人、令和3年が14人、令和4年が18人ということで増加傾向になっております。

質問の第1は、今年に入って、上半期でいいんですけども、市内のそういった件数が分かればお知らせ願いたいと思います。

一方、いろんな情報が飛び交っているということで、大麻は健康に悪くないだろうと、悪く

ないといったような、こういった誤った情報が氾濫していると。特にSNS上での問題が大きくなってきています。依存性が低いとか、有害性を示すデータがないとかいったような、こういった書き込みが少なくないといったことです。

警察庁が、昨年秋、大麻所持で摘発された911人の捜査内容を分析した結果、大麻に危険性がないと考えていた容疑者が約8割にも上っていたという驚くような調査も出ております。

一方、いわゆる密売人みたいな人がいて、SNSを使って客を集めると、メッセージを自動消去できる通信アプリ、テレグラムというようなものもあるそうなんですよね。これを利用して、誘導して、受渡しを行うことが非常に多いと。大麻の隠語でブロッコリーというのがあるそうです。これは絵文字を使ってツイッターで客を集めるといった非常に巧妙なことが今行われているそうです。

大麻は非常に常習性がありますし、乱用の入り口となるということで、ゲートウェイというようなことも言われているそうなんですけども、こういったふうに非常に若者のところでの被害というか、入手しているような状況が出てきているというところでは、教育現場で啓発というか、教育現場ではないんですけども、地域とかを含めて、事あるごとにその啓発事業というのは進めていかなければいけないと思うんですけども、2点目の質問は、そういった啓発事業、SNSを含めて、どういった工夫をされているのかということをお伺いしたいと思います。以上2点です。

○主査（日野雄二君） 青少年非行対策担当課長。

○青少年非行対策担当課長 大麻の上半期の件数についてのお尋ねですので、お答えします。

令和5年上半期、北九州市の警察署で大麻で検挙された少年については19名になっております。これは令和4年度が19名ですので、上半期で令和4年と同数の検挙人数となっております。

なお、令和4年上半期は6名となっておりますので、令和4年上半期と比較すると、令和5年上半期は13名増加ということになっております。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 大麻というか薬物に対する啓発についてお答えいたします。

今委員が言われたように、SNSやインターネットで合法の国があるとか、また、いろんな大麻の種類があるというような様々な情報が流れており、こういう断片的な情報によって、少年とかが誤った認識を持っているということも十分考えられるし、我々もそれは重大なことだなと認識しております。

ですので、私どもとしては、どちらかというところと広く啓発をやらないといけないとは思っております。各学校とかでもいろいろ薬物乱用防止学習だとか、また、県もいろいろなそういう薬物対策をやっております。我々のほうでは、街頭ビジョンを使った啓発、小倉駅で広く啓発していると。また、小学校4年生から中学校3年生までを対象とした薬物に対する防止啓発というようなチラシを配っていると、そんな取組をしております。

今後も、子供や若者の目を引くような啓発を工夫しながら行っていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）北九州市で今年に入って19件ということで、既に昨年と比べてかなり増えているという報告がありました。非常にゆゆしき事態になっておりますけども、この10件の中で、内容というか、そういった加工食品を使ってやっていたとか、栽培していたとか、そういった内容別みたいなのは分かりますか。

○主査（日野雄二君）青少年非行対策担当課長。

○青少年非行対策担当課長 申し訳ありません、県警から、内容までについては情報の提供がありませんので、現在、大麻で検挙された少年ということでこの19名という数字になっております。

○主査（日野雄二君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）19名というのは大体市内各区にまたがっていますか。

○主査（日野雄二君）青少年非行対策担当課長。

○青少年非行対策担当課長 これは北九州地区の警察署で検挙された大麻の検挙者になりますので、この数字について北九州市内のほかに、遠賀、中間も含まれた数字になっております。

○主査（日野雄二君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）それは分かっているんですけども、市内で何か地域的な特徴がありますか。

○主査（日野雄二君）青少年非行対策担当課長。

○青少年非行対策担当課長 小倉北管内がやはり歓楽街等がありますので、検挙者については小倉北が若干多いかなという印象でございます。

○主査（日野雄二君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）いずれにしましても、子ども家庭局だけではなくて、もう全市を挙げて、また、私たちも含めて、これはもう撲滅させていかないといけないと思うんですね。これが今広がっているというところに非常に危機感を覚えているし、それが低年齢から起こっているということで、大麻を初めて使用した年齢というところでは、20歳未満と20歳代でもう80%以上を占めているというような報告もあっております。それだけに、そういった状況を注視し、また、我々としても地域を含めて、我々自身も注意喚起をしていかなければいけないし、アンテナを高く上げて見ていかなければいけないことだと思っております。

今後、いろんな情報があったら、またそういった交換もしていただきながら、この撲滅に向けて一緒に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○主査（日野雄二君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）私からは、子供の医療費と児童虐待についてお尋ねします。

まず、子供の医療費なんですけど、昨年1月から、18歳まで対象が広がって、入院が無料になりましたね。大変歓迎されていると思うので、18歳まで無料が広がった分の市民が被った恩恵、金額でもいいし、延べ人数とかでも構いません、それをお知らせください。

それから、子供の医療費について今負担があります。3歳から学校に入るまで、そして、小学生、中学生とあるんですが、取りあえず3歳から6歳、小学校に入るまでの年齢層で負担している金額と、それから、人数でも割合でもいいので、お知らせいただければと思います。

それから、虐待です。年次報告をいただいておりますが、最新号はまだ出ていない、もうすぐ出るのでしょうかね。それで、令和4年9月に出た年次報告から質問したいと思います。

この間、マスコミ報道などによっても、昨年の虐待数、子供の痛ましい問題、いじめとか自死とかも増えていると聞いておりますが、本市の場合、子供の虐待、この年次報告に新しく出る前の過去3年間の報告はやっぱり増えておりますよね。新しいのを見据えて、増えているのかどうか。

それから、深刻なケースがあるのかどうかということ。

それから、もう一つは、体制の強化ということで、児童福祉司の配置を増やしていると思います。昨年の年次報告、令和3年度では、その前の年の44人から59人に増やしたという数字があるんですけども、この数字の中で、正規か会計年度任用職員みたいな非正規か、この割合を教えてください。以上です。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 子ども医療費の件について御答弁申し上げます。

まず、1点目です。令和4年1月から高校生までに対象者拡充ということで、その効果ということで、1世帯当たり11万円の効果と見込んでおります。

それから、段階的に自己負担額、まず、就学前までの自己負担額を無料にした場合はどうかということですが、これもコロナ前の令和元年に試算しまして、約1.7億円と試算しております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 虐待の件数ですけども、最新の数値につきましては、今年の7月に報告させていただいておりますけども、まず、令和4年度の児童虐待相談対応件数ですが、前年度より152件増の2,515件となっております。先般、国からも速報値ということで全国の数値が発表されましたけども、おおむね同程度の増加率となっております。

内訳で申しますと、心理的虐待が約6割で一番多く、あと身体的虐待が2割というような状況でございます。

重篤な事案ということでございますけども、先般のコストコ事件はさておき、昨年度につきましては、死亡に至ったような事例はゼロ件となっております。件数については以上でございます。

○主査（日野雄二君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 子ども総合センターの職員配置についてお答えいたします。

令和5年度、児童福祉司は法定70人ということで、それで実際の配置ですが70人配置をしておりまして、全て正規職員ということになってございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

まず、子供の医療費なんですけれども、2018年からペナルティーが就学前の子供たちの分まで廃止になっていると聞いております。それで、その分を加重したら幾らか、3歳からの活用に広げることができないのかということでお尋ねします。

子供というのは、私の経験によれば、病院に行くのは学校に入るまでに結構行くなと思って、学校に上がると減るんじゃないかと、一般的に、そんなふうに思っていたので、3歳から小学校に入るまでの間に無料になると本当に助かるんじゃないかなあとと思いますので、お尋ねします。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 お尋ねの件で、市の独自制度ということで、国から減額調整措置というのがございます。平成28年に小学生以下については既に廃止ということで、今報道では、来年度から高校生までの分の減額調整措置を廃止する方針ということで伺っております。その分のペナルティー解消分ということで金額を申し上げますと、年間で約2,000万円ということでございます。先ほど申し上げました小学生以下を無料化したら1.7億円という、まだ財源的には及ばないかなという状況でございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 子供の医療費はもう全国に大きく広がっておりますし、都道府県によってばらばら、市町村によってばらばらなところがありますけれども、やっぱり北九州市でこれだけ充実してきたんだから、もう早く自己負担をなくしていただきたいなあとというふうなことは、市長も替わりましたけれども、決断をしていただければと思いますので、要望しておきたいと思います。

それから、虐待です。新しい児童福祉司が随分増えていると今お聞きしました。仕事内容は本当に厳しいんじゃないかなと思います。単に専門性というだけではなくて、様々な資質が要求されると、いろんな情報があるんですけれども、全国的には児童福祉司の在籍年数が非常に短いというふうなことも聞きました。

それで、この年次報告では過去3年間しか分からないんですが、児童相談所はそれ以前からずっとあるわけで、児童福祉司と言われる人たちのお仕事の内容からして、北九州市の場合、在籍年数が短いとか、そんな傾向とかがあるのかどうかについてお尋ねします。

○主査（日野雄二君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 児童福祉司、先ほど申しました70名配置ということでやらせていただいております。その中で、人が増えていくと、経験の浅い職員というの、おっしゃるとおり、散見されるところでございます。ということで、子ども総合センターの現在の課題というのは、そういった児童福祉司の育成というところで、それで経験の長い職員というのがしっかりとサポートに入るような体制を取らせていただいております。どちらかというとバディーで、要は2人1組で動くとか、あと経験豊富な係長がしっかりとサポートしながらというようなことで、そういった職員さんも孤立せず、間違いがないようにというところで配慮できるような、そういった体制づくり、声かけというのを日々やっているところでございます。

年数的には、おっしゃるとおり、経験の浅い職員が増えてきておりますので、先ほど申しましたそういった職場なりの配慮でしっかりとサポートしていきたいと、間違いがないようにやっていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 1つだけお尋ねします。

児童福祉司の関係なんですけれども、今傾向として虐待数が増えているというふうなことで、この間ずっと配置をしてきたと思うんですが、今後の見通しとか、それから、その配置はどういう基準で、どういうふうな見通しを持って増やしてきたのか、それから、これから増やしていくのかという点があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（日野雄二君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 児童福祉司の配置基準というのは決まっております、具体的に申しますと、人口3万人に1人配置ということで1つございます、人口割というところですね。それから、虐待対応件数が標準的な自治体の平均より40件多いごとに1人加算、件数加算というのがございます。ほかもございますが、大きくはこのあたりで算定される人数というのが、令和5年度70人というところで、ですからその部分ではしっかりと人数は足りていると、それで、若干今虐待の件数が増加傾向ではございますので、それでいきますと増えることもあるかなあと、まだ確定ではございませんが、そういうふう考えているところでございます。以上です。

○主査（日野雄二君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。終わります。

○主査（日野雄二君） 永井委員。

○委員（永井佑君） よろしくお願ひします。

病児保育について伺います。

病児保育は、森委員も御質問されましたが、看護師、保育士が、子供の体調に合わせた保育を行ってくれる場所です。子供は熱を出しても元気なことが多い一方で、容体が急変することもあるため、一時的に預かる先としては心強い存在です。例えば1歳児の場合、年間平均で12

日程度病気で保育園を休むという調査結果もあり、核家族化や共働きが増えている昨今では、病児保育は必要不可欠です。

医療機関で、パートタイマー、非正規として働く看護師は、勤めている病院にも院内保育所があつて病児保育も対応しているが、市の委託ではないから、無償化後も利用料がかかっている。市が委託している小児科の保育所は無料だけど、仕事に行く前に診察を受けて子供を預けるとなったら、午前中が潰れ、給料も減ってしまうと、市が委託する施設の拡大を望む声も寄せられています。

本市では、令和6年度末までに、現在の13施設から14施設へ増設を目標としていますが、今年4月の利用者は874人で、昨年4月の328人から約2.7倍になっており、目標としては不十分です。

厚生労働省が行った調査で、病児保育について、事業運営に経済的な余裕がない中、職員の処遇に関する課題も上げられ、病児保育事業に従事している保育士には職員の処遇改善のためのスキームが存在せず、事業者が独自に処遇改善を行っているケースも見られたと課題を公表しています。

そもそも病児保育は、感染症の流行時期や家庭看護を選択する場合もあり、6割しか稼働していない月もあるとのことで、繁閑の差があり、財政的な面、特に人件費の負担が重く、経営が不安定になります。国から出る保育士の処遇改善手当も認可保育園に限られ、民間の小児科等が行う病児保育施設で働く保育士は処遇改善の対象外となっています。

そこで、伺います。

市として、共働き家庭にとって心強い病児保育を行っている施設に対し、働く保育士へ処遇改善策をつくって、市が委託する病児保育施設の対象拡大につなげるべきと考えます。見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 市が委託している事業以外で実施されている病児保育事業に対して支援する考えはないかという御質問だったと承知してございます。

今年度、利用者が増えていることは委員おっしゃるとおりでございます。ただ、昨年度、一昨年度と、令和2年から令和4年の間はコロナ禍で利用者がぐっと落ちた年度でございます。全くコロナの影響がなかったと思われるのが令和元年度でございます。その令和元年度と比べましても、この4月以降は利用者が増えていることも間違いございません。約2.5割から3割の間ぐらい増加しているような状況でございます。

委員がおっしゃいました市の委託事業以外で実施しているところへの支援でございますけれども、具体的には、位置づけ上は認可外保育施設において病児保育事業を実施しているところとなるかと思っておりますけれども、これらのところは、それぞれその事業所なり、その法人なり、独自でその従業員さん向けに福利厚生の一環といったところで実施しているものでございま

す。

なので、そうしたところの事業者なり法人に対しての支援というものはなかなかハードルが高いものであると考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 市が委託しているところ、していないところで保育士の処遇改善策をつくるというのは、両方ともに関わる話じゃないんですか。市が委託していても、市が委託してなくても、保育士の処遇改善策をつくるというのは、両方に関わる話ではないんですか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 市が委託していない箇所につきましては、基本的に認可外保育施設の扱いでございますので、何か市から支援なり補助金なりが出ているということは、ごく一部の例外を除いてほとんどございません。なので、委託事業以外でやっているところに関しては、その処遇改善の影響うんぬんということは理屈上ないものと考えてございます。市が委託している部分について申し上げますと、他の保育所や認定こども園のように処遇改善加算といったものは確かにございません。給付費の体系がまるで違うと申しますか、保育所や認定こども園の場合はなかなか複雑な給付費の仕組みとなっております。病児保育の場合は、比較的簡単な給付費、金額の体系となっておりますので、比較することは難しいんですけれども、改善加算があるのかないのかと問われれば確かにそういったものは、市の委託事業であっても、病児保育のほうにはないというのが実情ではございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 私が質問した中心はそこですね。市が委託する病児保育施設で、国の処遇改善策の対象になっていない認可外保育施設の中に病児保育施設は含まれますよね。じゃあ今病児保育施設がどうなっているかという、利用者が殺到するしないにかかわらず、保育士や看護師の配置が必要でと。でも、保育施設の予算の割合は、国、県、市と3分の1ずつという答弁もありましたが、保育士を確保しないといけない現状は変わりないです。独自に保育士を確保していかないと、今キャンセル待ちも非常に多くなっていますよね、ニュースにもなっていると思います。ですので、独自で保育士を確保しないと、今施設は利用者が増加しないと経営が圧迫されているわけですから、市独自で保育士を雇う助成制度をつくりませんかという提案をしています。その点はいかがでしょう。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 市独自で保育士を雇用する制度をつくったらどうかというお話でございます。現在、病児保育事業を委託事業でやっていただいているのは各医療機関でございますので、市で保育士さんを直接確保するというのはなかなか難しいかなと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 永井委員。

○委員（永井佑君） そこが一番の大きな課題だと思います。14か所に増やしていく、14か所ではまだまだ足りないと思いますし、これからどうやって増やしていくかというところで、厚生労働省も詳細を出しているように保育士の確保をどうしていくかという課題が一番大きいので、国にそこを求めていくことも重要ですし、自治体独自で保育士の処遇改善と雇う費用をつくっていくしかないと思います。

少し話は変わりますが、そもそも病児保育施設について、まだそんな制度があることを全く知らなかったという御家庭もあります。コロナを受けて、熱が出た場合は、熱が下がっても丸1日空かないと登園できなくなって、前よりも子供を休ませないといけないようになって大変になっているというお話もされています。

そこで、伺いますが、例えば市の公式LINEを利用して、制度の情報を広く知らせていくこともできるのではないのでしょうか、この点についてはいかがでしょうか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 制度を全く御存じない方もいらっしゃるというお話でございます。病児保育自体は、数十年前から事業としてあるものでございますし、一定程度、病児保育という名前は知れ渡っているのではないかと考えてございます。

しかしながら、現実には全ての人を知った状況ではないというふうなお話もございましたので、周知、PRについては、これからどのような方法を使って周知するのが一番よいのかということを含めて検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 最後に、どうやって施設を増やしていくかという議論をさせていただきました。同時にやらないといけないことについて議論したいと思います。

特に、介護、看護が仕事のケアワーカーなどは、特に目の前に患者さん、利用者がいて、人員の体制も乏しく、子供が発熱しても休むという選択をできない状況が多くあります。そのような子育て中のケアワーカーなどにとって、病児保育は非常に心強い存在になっています。

一方で、企業や病院などでも病児保育を行っているところを紹介しましたが、市の委託施設ではないため、4月からの無償化の対象になっていません。全然恩恵を受けられていないという声も寄せられています。市が委託する病児保育施設へ預けると無料になったことは大きな前進ですが、施設が職場や居住地から離れている状況は解消されていません。預ける際の手続や診察などでお昼までかかってしまうこともあります。有料でも、勤め先の病児保育を選択しなければ、午前中の賃金を得ることができなくなります。気軽に預けられるように、病児保育施設を増やすことはもちろんですが、保育士の確保と課題は山積みというお話を先ほどさせていただきました。

今同時にやらないといけないことは、利用者が増えている病児保育に多くの方がアクセス、利用できるように、企業や病院などで働く人々の病児保育の利用料に対する支援を市が行って、

無償化を実現するべきと考えますが、その点についていかがでしょうか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 企業や病院で勤務している方々向けの病児保育の施設に対してもその利用料を補助、支援すべきだというお話でございます。

市で委託している事業については、利用枠を増やすために、今回も補正予算を計上させていただいておりますけれども、直接施設整備は時間がかかりますので、今回は割と短期的にできるもの、保育士の雇用であるとか、簡易な改修、あと感染症対策機器の購入に対しての補助に関する補正予算を計上させていただいております。こうしたことによって、少しでも受入れの枠が広がればというのは私どもの思いでもございます。

その上で、委員がおっしゃいました企業、病院などの勤務先での病児保育事業をしている施設への利用料補助、こちらにつきましては、一定の企業なり法人なり事業所なりでやっている病児保育事業ということがございますので、その方々だけに支援なり補助なりを出すというのは難しいのかなと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ありがとうございます。続きは市長質疑でやります。

○主査（日野雄二君） 共産党が終わりました。金子委員。

○委員（金子秀一君） よろしくお願ひします。

まず、私は令和3年6月に、子供の目を守る施策といたしまして、屈折機器等を使った目の検査、フォトスクリーナー等を用いた検査のことを質問させていただきまして、北九州市の3歳児健診の仕組みとして、小児科個別でしているの、このフォトスクリーナーの助成という部分、小さい市町で集団健診しているところで導入しているところは台数が少なくていいんですが、本市の場合ということで答弁があったんですが、国の補助では全然足りていないということも重々承知なんです、各市町に1台を購入する際の補助というのができまして、これは各区からスタートしてほしいなと個人的には思うんですが、例えば子供の多い区の子育て相談とかで区役所にお越しいただく際に、モデルケースとして国の補助を活用して、この目の検査というのができないのか教えていただければと思います。すみません、子ども家庭局の健診の件でお聞きいたしました。

もう一つが、発達障害のお子さんの子供相談の件で、令和4年度の相談件数のうち、発達障害の部分での御相談というのが何件あったのか、教えていただければと思います。

最後、先日、八戸に視察に行つてまいりました。八戸に行きましたのが、ウオーカブルな町、町なかをいかに住みやすくするかということで、中心市街地の再開発の部分で、歩きやすい町をつくるということだったんですが、そこでお話があったのが、八戸の図書館とか、あとはっちという八戸のフリースペースのようなものをつくって、ここに結構子供たちが勉強等をしているという、なのでウオーカブルな町の中に子供たちがいる施設をつくることによって町に出

てきていただくという、そういったまちづくりをしているというのをお聞きいたしまして、本市としても、例えば門司駅の近くでは高等学校が3校とか、城野駅は三萩野も含めれば3校とか、折尾とかも、高校も、朝鮮学校を入れれば4校あるのかな、そういった地域地域に子供たちが少し休めるようなスペースをつくることでまちづくりを行うようなことを建築都市局か建設局か分かりませんが、子ども家庭局から提案するというのはどうなのか、お聞かせいただければと思います。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 3歳児の視覚検査の中でフォトスクリーナーを使った対応について、区役所でというお話をいただきました。

今、私どもが、やはり3歳児健診の中で、屈折検査についてまだ本市では制度としてできていない部分がございますので、機器の購入は1台120万円ぐらいするというので、国にも今確認を取っているところでした。健診の中でやるということを国が目指しているものですから、なかなかその制度上難しいところではあります。御提案いただいた、例えば区役所でモデル的にということなども含めて、屈折検査が本市でどのような形だったらできるのかというところを私どもも今検討しているところですので、医師会の御協力もいただかないといけないことですから、本市でできるような体制について、今後も検討、研究を続けていきたいと考えています。

それから、発達障害につきましてですけれども、所管は保健福祉局ですが、私どもでやっている事業としまして、わいわい子育て相談事業というのを区役所ごとに行っております。そちらにつきましては、令和4年度の相談件数としては、343件わいわい子育て相談に来られています。そこで発達障害という診断まではなかなかつきづらいところなんですけど、子供さんは診察場面ではおとなしくしているけれども、その場面ではそうではないということなんかも含めて、少し保育士さんが遊びをしながらそこを観察したりとか、少し時間をかけた相談事業でございます。

その343件の中で、やはり多い来所の理由が、何となく落ち着きがないとか、上手にしゃべれないとかということで、発達障害かどうかということがここでつくわけではないんですが、そこである程度小児科の先生、保育士、あと作業療法士、保健師などが総合的に見て、正常範囲で発達していく中で落ち着いていくものかどうかとか、専門機関につないだほうがいいのかということなどをその中で判断して、必要があれば療育センターにつなぐなどの対応をしております。

私どもとしては、わいわい子育て相談を通じて、保健福祉局のほうとも連携を取りながら、発達障害児の支援について考えているところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 子ども総合センターにおきましては、子供さんのあらゆる相談を

受け付けるような施設ということで、発達障害に関しても相談は受け付ける窓口でございます。

ただ、統計上の数字で申しますと、発達障害相談ということでいきますと90件、令和4年度は件数が上がっております。これは国の統計が主たる相談種別、相談の内容というところで相談を区別していますので、ほかの相談、養護相談でありますとか、そういったところの要素的なものは、ニュアンス的なものはあるのかなとは感じております。統計上は90件ということでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 町なかで若い人たちがいる場所、フリースペースのようなものという御質問ですけれども、先ほども申しましたけれども、中・高生の居場所ということで、今公共施設ということで居場所をつくってPRしております。これは全局照会しながら、関係の部局と調整しながらやっております。今後もさらにそういう場所、スペースがないか、フリーで子供たちが、若者、中・高生がいる場所がないかというのはこれからも調整していきたいと思っています。

また、今プレーパークというのも進めております。これも子供の居場所づくりとして、これは公園とかで進めていっております。これも我々子ども家庭局だけではなく、公園を管理している建設局とかとも協議しながら、調整しながらやっていきますので、そういう面で、市役所内でも縦割りじゃない、横のつながりを持った居場所づくりに努めていきたいと思っています。以上です。

○主査（日野雄二君） 児童育成担当課長。

○児童育成担当課長 今、金子委員から、中・高生の居場所ということで御質問いただきまして、少し補足説明させていただきたいと思います。

私の担当で児童館がございます。委員よく御存じのように、児童館は主として放課後児童クラブなどの小学生が使ってはおりますが、児童館という施設自体は18歳未満の子供たちが使うための施設でございますので、全ての児童館が対応できるかというところはございますけれども、クラブをやっていない児童館で、2中学校区に1つありますので、その活用なども今後考えて、中・高生の居場所づくりについて縦割りにならないようにしっかりやっていきたいと思っています。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 御丁寧な答弁をありがとうございました。

今、自分が18歳のときに児童館へ行けるかなとかいろいろ考えましたけど、また御相談させていただきます。

まず、屈折検査、この詳細な目の検査ですけれども、今は全国的にも進んでいるなという思いもあります、国もやっと動き始めたなという思いもありますので、うちの子供も眼鏡をかけておまして、結構もう眼鏡とかコンタクトとかを外したら何か見えづらいような感じでありまして、彼の場合は明確にゲームのし過ぎなんですけれども、もっと早い段階で何か検査させ

ておけば、この子の人生は変わることもあったのかなという思いも私自身も後悔の念もありますので、少しそうした親御さんのお気持ちも酌み取っていただいて、あのときにこういうのがあれば、また、こういうことを知っておけば変わることができるんじゃないかなという思いも、少し楽にさせてあげればなという思いもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

あともう一つ、発達障害、保健福祉局ということでありましたけれども、子ども総合センターとわいわい子育て相談の中でたくさんの数を掌握されていると承知いたしました。この後、恐らく保健福祉局のつばさとかにつなげていくと思うんですが、すみません、局が違うかもしれませんが、田川ではゆう・もあというところがこの発達障害についての相談を保健福祉の分野で受けるということなんです、これは月曜日から土曜日の9時から6時まで開いているんですね。北九州市のこのつばさは月曜日から金曜日の8時半から5時までということでありますけど、たった30分、もしくは土曜日を開けるということかもしれませんけど、これ土曜日の対応とか、もうちょっと時間を長くしてほしいという声は子ども家庭局のほうに入ってきていないのか、教えていただければと思います。

○主査（日野雄二君） 金子委員、時間が過ぎたので、その答弁は昼からもらうということで、一旦休憩に入ります。

（休憩・再開）

○主査（日野雄二君） 再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 発達障害者の相談窓口のつばさについてでございます。

保健福祉局が所管しておりますが、実は発達障害者の支援について庁内課長会議を開催しております、子ども家庭局と保健福祉局、それと、教育委員会のそれぞれ関与をしている課長が集まって対策を考えていますので、その中でも少し話題提供をしながら、発達障害者のつばさの開所時間が金子委員がおっしゃられたとおりということは確認できましたので、平日の時間が取れない方々への相談についても少し話題提供していきたいと思っております。以上です。

○主査（日野雄二君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） ありがとうございます。

発達障害について、特にお子さんの時代の部分で、親御さんというのは不安な思いもあるでしょうし、また、適切な教育環境を提供することができれば、その発達障害の度合いも環境を整えることで、その方の社会に出ていく可能性というのもさらに広げることができるんじゃないかなと思いますので、そうした部分で対応していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、若者の部分、午前中からもお話がありましたが、この間、ボートレース唐津に行ってきました、そこは1階のフロアを全部市民に開放しているようなところでした。料理教室もあれば、バンドの練習もできれば、カフェもあったり、フードコートもあったりして、横断的に若者の居場所というのを子ども家庭局からぜひ提案をしていただくのもありかなと思います。

す。

高校生というのは知恵の宝庫ですし、いろいろな若者文化というか、新しい文化をつくる可能性のある力をどうやってサポートしていくのかというのをぜひ御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 子供の居場所につきましては、確かに本会議の中でも子供さんの声もあってということもありまして、先ほど午前中に青少年課長も申しあげましたけれども、もちろん公共施設の中でもより使いやすいように工夫をしていく、それがまた高校生の方々にちゃんと届くような形で私たちも情報提供を頑張っていきたいと思っております。

じゃあ全てを公共施設でやるのかといったことにつきましては、やはり民間の方の協力であったり、そういったこともお願いをしていくというようなこともする必要があるのかなと思っておりますけれども、まずは公共施設の中で、今よりも使いやすい、やっぱり高校生はお金がないですから、私も高校生のときはお金がなかったですので、そういった状態でも気軽に集まることができる、集うことができる、そういった環境づくりについては引き続き努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） よろしく願いいたします。私から数点お尋ねいたします。

まず、1つ目ですけれども、ほっと子育てふれあい事業について伺いたいと思います。

令和4年度におきまして、トラブル等がなかったのかどうか、まずこの点を伺いたいと思います。

それと、登録入会手続に関して、現状は今小倉北区にしかなくて、ぜひ八幡西区のコムシティにも手続できるようにと要望していたかと思っておりますけれども、早速9月10日にコムシティで入会と無料相談会を行っていたんですかね、そのようにお聞きしたんですけれども、今後、こういう形で継続的に八幡西区でも入会手続、登録の手続、研修も合わせてできるようになったのかどうかというのを伺いたいと思います。

それと、2点目でありますけれども、令和4年度におきまして、放課後児童クラブにおいて、実証実験だったと思うんですけれども、入退室において、QRコードを用いて行っていたかと思っておりますけれども、どういった結果が得られたのか。今後、事業につながるような結果が得られたのかどうかというのを伺います。

それと、3点目であります。不妊治療についてであります。

令和4年4月から、一般不妊治療と特定不妊治療が保険適用になったかと思うんですけれども、それに伴って本市の費用助成というのは令和4年3月末で終了しておりますけれども、令和4年度決算額を見ると、一般不妊治療費の助成事業経費として3,700万円と、また、特定不妊治療費助成事業として4,800万円計上されているんですけれども、費用助成は令和3年度末で終

わっているんですが、この費用はどういった費用になるのかというのを伺いたいと思います。
以上です。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ほっと子育てふれあい事業について御答弁申し上げます。

まず、1点目に、何かトラブルがなかったかどうかということですが、特に大きなトラブルという報告は受けておりません。

それから、会員数の確保ということで、ほっと子育てふれあい事業は提供会員と依頼会員のマッチングにより成立する事業でございます。提供会員の確保というのが我々としても重要であると考えています。今センターがありますA I Mだけではなくて、それ以外、各区でも研修会の実施に合わせて会員募集というのもその場で行っております。今、年10回ほどA I M以外でも行っておりまして、まず基本は7区1回ずつというところで、委員お尋ねの八幡西区についてはプラス2回、小倉南区についてはプラス1回ということで研修会を開催した際に、会員募集も同時に行っているという状況でございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 児童育成担当課長。

○児童育成担当課長 中島委員から、放課後児童クラブのI C T化、Q Rコードでの入退室についてということで御質問をいただきました。

入退室の管理のみならず、いろいろな面でパソコンを導入することで放課後児童クラブの運営に寄与するというので、前年度、パソコンであったりとか、ルーターなどを各クラブに備えさせていただきました。うちから提供したのはコドモンというソフトだったんですけども、それぞれのクラブでもそれ以外の独自のアプリなどを使ってやっているところもありました。

現在、導入後にアンケートを取った結果としては、全部のクラブからは御回答をいただいているんですけども、全クラブの半数以上のところが何かしらのシステムでお子さんの管理を行っているということで回答を得ております。

よかった点としては、もちろん入退室の管理もなんですけれども、その一連の流れで、保護者への連絡とか、保護者からクラブに連絡、今日、お休みしますとか、そういったようなメール機能の使い勝手が非常にいいと、管理ももちろんなんですけれども、そういったところが非常に利点であるというようなお答えをいただいております。

逆に、利用していないクラブの方については、パソコンに不慣れであったりとか、なかなか作業が大変だということでお声をいただきましたので、システム事業者と子育て支援課の職員とでその都度御質問には御回答して、また、研修で先進的に導入しているクラブの方の事例紹介なども行って、I C T化をどんどん進めていこうと思います。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 一般不妊治療と特定不妊治療についてお答えいたします。

令和4年度の決算で上がっているものにつきましては、確かに令和4年4月から保険適用に

なったんですが、国から示されたものの中に、令和3年度から令和4年度にまたいで、引き続き治療を行ったものについては、1回限りではございますが、助成の対象にするようにということで国から示されたところではございましたので、実は不妊治療は1回限りというか、生理の周期に合わせて治療を行う関係もございまして、令和3年度から引き続き治療を行いました特定不妊治療が令和4年度362件申請がございましたので、その分の経費でございます。

一方で、一般不妊治療につきましてもやはり保険適用になったんですけれども、一般不妊治療につきましても130件ですが、これにつきましては、全て令和3年度の治療について、令和4年度の6月まで申請を受け付けておりましたので、全て令和3年度の治療が年度をまたいで次の翌年度に申請が出たということでございます。その経費が決算として上げられている数になります。以上です。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 御答弁ありがとうございます。

まずは、ほっと子育てふれあい事業についてでありますけれども、特にトラブルはなかったということで安心しました。うちの妻も提供会員になっておりまして、私が2階から1階に降りたら、知らない子供がいてびっくりしたことがあったんですけれども、先ほどお互いマッチングという話もありましたので、マッチングで合う合わないとかがあるんじゃないかなとふと感じたもので、お尋ねをさせていただいて、トラブルがないということで安心いたしました。

それで、各区でも研修と合わせて入会の手続もされているということでありますので、若干ホームページなんかを見ると、八幡西区の人口に対して少ないんじゃないかなというのを感じたものですから、こういった依頼会員の皆様、いろいろ困ったケースがあったときに活用できるいい制度だと思いますので、また、提供会員が増えるような工夫も考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望とします。

それと、放課後児童クラブに関してでありますけれども、QRコードを用いて実証実験された児童クラブに関して、現場が大変だったという声もいただいたものですから、事業化になるかどうかまだあれですけれども、しっかり検証していただいて、メール機能は非常によかったという話もありましたので、またアプリ等も活用していただきたいと思います。

最後、不妊治療のことですけれども、令和4年度の決算額についてはよく分かりました。

それで、令和4年度は保険適用になって、不妊治療を行っている方々にとっては本当に経済的負担の軽減が見込まれて、不妊治療をためらっていた人も保険適用になって、一歩前に進むことができたという方も多いかと思いますけれども、この令和4年度の不妊治療が保険適用になって、治療に臨んだ人数に影響があったのかどうか分かれば教えていただきたいと思います。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 不妊治療の保険適用が始まってからのことについてでございますが、実は産婦人科学会のほうで調査研究をまとめているということでお話を伺っているんですが、まだ結果が出てきていないので、データとしては今はないんですが、今年2月に市内の産婦人科で不妊治療を行っている医療機関に聞き取りを行ったところ、若干、患者さんが増えていると、中でも体外受精、人工授精に取り組まれる方の数は圧倒的に増えていると、患者さんの数としては少し増えているくらいだけでも、治療を行う方、具体的な治療に導入される方が増えていて、非常に採卵を行う件数は増えているということでお話を伺っております。

それから、通院される患者の年齢層が若干変わってきていて、ある先生に言わせると、20代後半の方がすごく増えた印象と、病院によっては、平均年齢を取っているところもあって、平均年齢が若干若返っているということもあっていきますので、先ほど委員が言われたように、治療に導入しやすくなっているということはどの先生方も語られていました。私どもとしても、国の調査結果を待ちながら、受診の動向とかを注視していきたいと考えております。以上です。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） ありがとうございます。

私の知り合いも若い御夫婦で、結構不妊治療は高額なので、ずっとためらっていた方が、保険適用になって、それを利用して子供ができたという非常にうれしい報告も受けましたので、保険適用になって、先ほどの質問に関連するかもしれないんですけども、出生数に影響があるのかどうか、それはどのように分析されておりますか。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 出生数にどれだけ影響するかというのは、私どもも専門家の御意見を聞きたいと思っておりますが、つい最近、新聞に出た情報によると、治療によって生まれた子供さんの割合が非常に高くなっているということは調査研究で出ていて、どうも最近では子供の11人に1人が体外受精で生まれているという調査結果もあるということですので、保険適用が始まって、肌感覚としては治療開始年齢が早くなっているということもあり、治療成績としても産婦人科の先生の話によると、やはり若い段階で始めたほうが治療効果は出やすいということも言われているので、まだちょうど1年半ぐらいですから、状況については私どもも注視していきたいと考えておりますし、福岡県が今助成を始めておりますので、県とも情報交換しながら、状況については見守っていきたいと思っております。以上です。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 非常にうれしい報告をありがとうございます。

先ほど県の話も出ましたけれども、県が先進医療に一部助成を行っておりますけれども、確認ですけど、これは北九州市民も併用して使える制度になっているんですかね。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 北九州市民も同じように使えるということで、申請も手続も市を通さず

に直接県のほうに申請ができるということで伺っております。そのように市のホームページにも今掲載しているところです。そこは県と協力しながら、不妊治療に取り組みやすい体制整備について考えています。以上です。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） ありがとうございます。

県の助成事業も併用できるということで、また、国が保険適用して、本市の助成に係る費用負担もなくなったということで、制度としては非常に本市にとってもいい方向に進んでいるかと思っておりますので、あとは分かりやすい情報提供と、しっかりと相談対応に努めていただいて、治療にしっかりとつながるような体制を整えていただきますように要望をさせていただいて、終わりたいと思います。以上です。

○主査（日野雄二君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） 私から3点お聞きします。

1点目が、午前中からも話題になっていました保育士の確保、私が危惧しているのは、回答の中で、求人が169件ある中で、マッチングは101件だったということで、スタート時点から68人、人数的にはこれだけ働いてほしいという人数からマイナス68人でスタートしているんじゃないかと思いますが、慢性的な人手不足というのが保育事故につながっているんじゃないか。全国的に何か重大事故が今年は最多だったということで、北九州においても事故等が起こっているんじゃないかと心配しております。子供の安全が第一ですし、保育現場の余裕のなさ、業務負担の重さの割に賃金も安いですし、慢性的な人手不足というのはいろんなところで悪影響を与えていると思います。苛酷な労働環境が虐待などの不適切な保育にもつながっているんじゃないかと思いますが、その点に関して見解を教えてください。

それから、2点目が、母子・父子福祉センターの運営事業とそこを運営する母子寡婦の支援の会ですが、私もこの会員でありますので、この前、年に1回の総会に参加しました。母子・父子福祉センターは、本当に独り親家庭にとってとても重要な、いろんな相談会とか講座とか、自立支援のプログラムとか、大事なところを担っていただいているんですが、出席者が少なかったというのと、もう御高齢の寡婦の方がやっと来られているという感じで、あまり若い人の参加がなかったんですね。会員になれば、フードパントリーとか、母子家庭にとってうれしいお知らせがたくさん来て、野球観戦とか、いろんなイベントのお知らせとかがあったりして、一人で寂しくないというか、みんなで乗り越えていこうというような、勇気が湧くようなそんな会とかイベントなんですけど、私は子供たちが二十歳ぐらいになるまでは、本当に仲むつまじい御夫婦が子育てに取り組んでいただきたいと、子供のためにもそうあっていただきたいなと願っているんですが、いろんな状況で独り親というのは誕生して、夫婦そろっていても大変な子育てなのに、それを一人で担っているというのが、いろんな意味で、経済的にも身体的にも時間的にも大変な御苦勞をされていると思います。

私が言いたいのは、母子寡婦の会員の増に向けて、児童扶養手当とか、そういうものの申請の時期とか、必ず役所に来られるとき、また、必ずお届けする封書とかに、ぜひ会員になって、もっと前向きに独り親としてたくましく毎日を暮らせるような、そんな事業もお知らせ等実施しておりますので、会員の増に対してどのような方途でやられているか、会員増は大切だと思いますので、その点を教えてください。

それから、最後に、不登校状態の子供に寄り添った次への一歩応援事業のことですが、この事業でどういう応援をしているか、どういう相談の内容とかがあるのか。私が心配しているのは、不登校になった理由が、保護者や担任の先生や周りの大人の何か子供を傷つけるような言動をする周りの大人に原因があるというような、子供がそういう訴えをしたときに、その原因となる周りの大人の改善が見られるような指導というか、そういうことにつなげるためにはどういうふうにされているのでしょうか。単に子供が不登校状態で、その子が同級生とかのことで行けなくなったのはまた別に、周りの大人の心ないというか、一生懸命言われた一言かもしれないんですけど、周りの大人が原因で不登校になっている場合の対応というか、どこにつなげるというか、そういうことをされるのでしょうか、それを教えてください。その3件です。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 保育士の慢性的な人手不足が事故などにつながるのではないかとといった御質問でございました。

こども家庭庁が発表しました令和4年の事故件数、これは全国で2,461件となっていて、過去最高と聞いてございます。

一方、北九州のほうはここ数年、令和2年からですけれども、6件、4件、2件というふうな形で来てございます。これは治療に要する期間が30日以上を負傷について国に報告が義務づけられているものでございます。全国の割合から見ますと、北九州は決して多いほうではないというのが数字からは言えると考えております。

しかしながら、委員御指摘のとおり、慢性的な保育士不足というのがございまして、これといった特効薬があればいいんですけれども、現在のところ、これといった特効薬はございませんので、幾つかの施策を総合的にやっていかなければいけないと思っています。

大きく私どもは3つ考えておりまして、1つは、新規卒業者の保育士をいかにして確保していくかと、それから、2つ目は、今現在働いていただいている保育士たちにいかに続けてもらうかと、それから、3つ目が、現在働いていない、いわゆる潜在保育士さん、この方たちにいかに復帰していただくかと、大きく3つのことを考えております。

新卒者の方々に対しては、昨年度、若年層保育士への処遇改善ということで事業を開始いたしました。

それから、現在、働いている保育士の方々につきましては、宿舍の借り上げ事業ですとか、予備保育士の事業補助といったものを実施してございます。それからまた、潜在保育士の復帰

に関しては、保育士資格活用研修ですとか、再就職復帰支援貸付金交付事業などで潜在保育士の復帰を支援しようと、事業としては大きく3つに分けたところで実施しているところがございます。

こういったものを総合的に実施しながら、新しく卒業して新採で入ってくる保育士さん方には、保育団体などとも協力しながらPRをしていって、新たな保育士さんの確保に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 母子寡婦福祉会について御答弁申し上げます。

本市の母子寡婦福祉会は、母子父子寡婦福祉法に基づきまして、昭和47年に設立された団体でございます。ちょうど50周年ということで、委員にも先日、研修大会に御出席いただきまして、ありがとうございました。

本市においては、母子・父子福祉センターの指定管理者として、長年にわたり独り親家庭等からの相談や就業支援、養育費確保、面会交流など、多岐にわたる支援に御協力いただいているところでございます。

また、最近では、委員のお話にもありますけれども、独り親家庭のフードパントリー事業であったり、また、ローソングループの奨学金の取りまとめ窓口になったりということで、独り親家庭にとって魅力的な取組も新たに実施しているところでございます。

委員お尋ねの会員数についてなんですけれども、平成10年度、1,611人をピークに減少傾向にございます。直近の令和5年度は430人で前年度からマイナス5人ということでございます。これは、寡婦会員の高齢等を理由とした退会が主な要因と先方から伺っておりますけれども、5年ごとに行っております独り親家庭等実態調査によりますと、令和3年度の市内独り親世帯数は、5年前の平成28年度に比べて1,351世帯減っておりますので、こういったことも要因の一つかなとは思っております。

一方、これも委員からお話がありました母子・父子福祉センターにおける令和4年度の利用状況なんですけれども、こちらは1万245件ということで、前年度から346件のプラス、また、同世帯における自立支援プログラム策定者数、これも令和4年度は178件で、前年度からプラス12件、うち当該事業による就職者数も88件ということで前年度から23件増えております。

こういったように、独り親家庭等の支援というのは順調に実施されているところではございます。とはいえ、本市が独り親施策を推進していく上で、とりわけ独り親世帯等が孤独に陥らないためにも、様々な支援や細やかな情報発信を行っていただいている、独り親世帯にも寄り添った各種ノウハウを持つ母子寡婦福祉会の存在、役割というのは非常に重要と考えております。

これを支える会員数の確保に関しましては、周知をはじめ、市としてもできる限り応援していきたいということで、委員から御提案があった児童扶養手当の現況届の際にチラシを同封

したりとか、あと各区役所にチラシを置いたりということは担当のほうと協議しておりますので、しっかりお互い話し合いながら、市として協力できるところは協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 答弁は簡潔に、長い、だらだら。青少年課長。

○青少年課長 次への一歩応援事業、どのような応援をしているか、子供だけじゃなくて、周りの大人もどう巻き込んでいるかということについて御答弁いたします。

委員おっしゃるとおり、不登校というのは様々なケースがございます。友達の関係、さっき言われました親の関係、家庭の環境、学校の環境、そういう中で我々がやっている事業は、子供だけでなく、親も対象です。ですので、家庭訪問に専門家が入って行って、親に対しても接し方、こういうことがありますよと包括的に支援しております。また、もしそこで収まらなければ、先ほどの子若会議という横断的な会議がありますので、そのケースに出したりとか、あとYELLに相談したりとか、そういう形で包括的に支援していきたいと思っておりますし、今後も続けていこうと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） 御答弁ありがとうございます。

最初の保育士さんの慢性的な不足の状況ですが、午前中も話題になりましたけど、来年度からこども誰でも通園制度が始まって、もっと預かる子供が増えてくるのではないかと思います。今でさえマイナス68人からのスタートということなんで、それこそ覚悟して、気合を入れて、保育士の確保というか、そういうのにさらに力を入れていかなければいけないんじゃないかと思えますけど、その点に関してはどんなでしょうか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 来年度からこども誰でも通園制度が試行実施と言われております。確かに委員おっしゃるとおり、新たに別枠事業として始まるのかどうかというところが一番気になる場所なんですけど、仮に今の体系と全く別の事業体系で実施するとなると、保育士さんがかなり必要になるのではないかと考えております。午前中も申し上げましたけど、今のところ、まだ事業の内容がはっきりしておりませんので、そこは注視しながら、ただ保育士さんの確保が必要であるということ自体はもう間違いございませんので、これからの保育士確保については力を入れて取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○主査（日野雄二君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） ありがとうございます。

新卒の卒業生としたら、このマイナス68人とかにならないで、余るほどというか、求人に対してもっとたくさん卒業されているのではないかと思いますけど、市内の新卒の人ってどれぐらいいらっしゃるんですか。自分が望んで保育科とかに進まれたはずなんですけど、それが卒業する時点で、そっちに進まなくて、一般企業とか、違う分野に行っちゃったっていうのはどうい

う理由なんでしょうか。処遇とかももっと改善して、経済的にも処遇的にも魅力的な状況が生まれれば、もっと保育士になりたいという人がそのまま夢をかなえることができたんじゃないかと思うんですけど、その点に関してはどんな見解ですか。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 市内の保育士養成施設の卒業生のうち、保育士資格を取得された方、これは令和4年度の卒業生を対象にした数ですけれども、資格取得者が334人となってございます。そのうち保育所などに就職された方は186人、幼稚園が70人、その他が78人となってございます。保育所、幼稚園以外のその他に就職された方というのは、詳細に理由を調査しているわけではございませんけれども、保育所の先生方、関係団体の先生方のお話などを聞いておりますと、最初からももちろん地元に戻るためという方もいらっしゃるって、地元では就職の口がほかになかったというのと、もう一つは委員が言われた処遇の関係、給料という話だけではなくて、休みを含めたところで、保育所はシフト勤務がございまして、早出とか、遅出とか、そういった広い意味での処遇といったところも要因があるのではないかと聞いてございます。理由としては様々あると思いますけれども、せつかく保育士の資格を取得された方がこれだけいらっしゃいますので、なるべくほかに逃げないような施策とPRを、新採は新たに卒業する方々なんでPRはかなり重要なことと思っておりますので、そこにも力を入れていきたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） 人手不足のままで労働環境が苛酷になっているのではないかと思いますし、プラス処遇がそれに見合わないぐらい安いというものもあるんだと思います。

それプラス、今年の6月に政府が決定したこども未来戦略方針において、配置基準が1歳児は6人から5人とか、4歳から5歳児は30人が25人とか、また、少人数を見るように、そういう発表があっただけなんですけど、そういうことになると、もっと保育士さんが必要な状況が生まれるのではないかと思います。一番は処遇改善と労働環境ということだと思うんですけど、良質な保育、三つ子の魂百までじゃないですけど、未就学の年齢、たっぷりの愛情が健全な心身の発達に欠かせない、保護者もそうですけど、保育士さんの生き生きとした働きとか、保護者が安心して預けられる、また、すてきな保育士さんの姿を見て、親も成長していくと思うんですよ。そういう体制の強化、しっかり覚悟して取り組んでいって、この先、どんなことが起こっても対応できるように、保育士の確保を頑張って取り組んでいただきたいと思います。

それから、母子・父子福祉センターですが、会員増が、みんなで並んでというか、一人も取り残さないという、そういうことにもなっていくような母子・父子福祉センターの運営事業なので、しっかりその恩恵を受けて、独り親でも頑張って子育てしていけるような、そんな環境をしっかりと整えていくためにも、会員の増に徹していただきたいと思います。

最後に、不登校の状態の子供に寄り添った次への一歩応援事業ですが、先ほど保護者の対応

に関して指導、改善の手だてをしていただいているというんですけど、担任の先生が原因っていう場合は、もう教育委員会がやっているんですかね、担任の先生の場合は、その先生に会いたくないから門から入れないとか、保健室さえ行けないというお子さんの話を聞きました。

私も一昔前は、それこそ不登校っていったら、何か同級生の子供にいじめられるからとかということしか考えていなかったんですけど、保護者の方のふだんの何げない言動が子供を傷つけているとか、もう子供にしたら逃げられませんよね、その親に育てられているんですから。それと、先生が原因というのがショックで、そういうことはあってはならないことだと思います。先生の対応、また、保護者の対応に対しても、大人があえて傷つけているというか、分からないうちに子供を傷つけて不登校になっているというのもしっかり対応していかないといけないと思うんですけど、見解がありますか。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 我々は、次への一步応援事業というのは、NPOに委託して専門家、臨床心理士さんとかが家庭訪問をします。その中で、今おっしゃられたように、いろいろなパターンがあります。例えば今言った学校のこと、先生のことであれば、それは一旦受け止めて、相談に乗って、じゃあこれからどのように学校とのアプローチであるとか、学校に対しても情報提供はしないとイケないと、現状がこういう状況です。ただ、その中に市が委託している団体が入って、いい解決方法というのを探っていくってことをやっていきたいと思います。今、そういう形で一步引いたところで、相談というか支援をするという形でやっていますので、その視点を持ちながら、これからもやっていきたいと思っております。

○主査（日野雄二君） 教育・非行相談担当部長。

○教育・非行相談担当部長 委員御指摘の先生からの暴言というか、そういった傷ついた子供への対応については、例えば教育委員会、学校でもやられているとは思いますが、そういった方以外の方が対応したりとか、例えばスクールソーシャルワーカーが対応したりとか、また、当局で行っております次への一步応援事業、こういったものでいろんな角度からそういった子供を支援していくというように取り組んでおります。

対応していた子供さんの感想の中には、すごくよくしてもらったと、親身に話を聞いてもらえてありがたかったといったような声もありまして、そういった声がなかなか、例えば学校現場はできなかったことがこの事業を通じてできるようになって、大人への信頼をちょっと深めることができたんじゃないかなとは考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） 最後に、そうやっていい感想を書かれた子が、もう学校のクラスに戻れたんでしょうか。戻れた子ってどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 この事業は、不登校の子供を学校に戻すという観点とは違いまして、不登校状

態の子供が社会的に自立できるよう支援するということですので、学校に戻れたら、それはそれでいいんですけども、もうこの状態で学校にはなかなか難しいと、そういう子供を卒業後、しっかり自立するためということをやっておりますので、すみません、そういうことで何人学校に戻れたかというところは把握はしておりません。基本的には、学校に戻らなくても、次の進路を決めていくと、居場所を決めていくということをやっております。以上です。

○主査（日野雄二君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） 学校に戻れなくても、次の一歩、自立するということで、社会に出るか、その上の高校とか、そういうところに進んだってということですよ。

いずれにしても、大事な本市の宝の子供たちの人生がかかっていますので、そこでつまずいても前に進んで、しっかり社会人として生き抜いていけるような、つまずいたことが、そのときは傷になるけど、もっとたくましく育っていけるというか、周りの方のことも思いやれるような、そんな子供に育ててほしいと思いますので、これからもしっかり力を入れてください。よろしく願いいたします。以上です。

○主査（日野雄二君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 産後ケア事業についてですが、産後ケア事業には宿泊型と通所と通所の短時間の部分との居宅訪問型があるんですが、その利用状況を教えてください。

そして、産前産後子育て支援の中のヘルパー派遣事業ってどのぐらいの利用があったのかということと。

それから、北九州の場合は生後28日以内に新生児訪問っていうのが行われておりますし、生後4か月の全ての赤ちゃんにのびのび赤ちゃん訪問事業が行われておりますが、訪問事業で漏れている家庭というのはどのぐらいあるのか、ここを教えてください。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 産後ケア事業につきまして、まず件数について御報告いたします。

宿泊型につきまして、利用状況が357件、通所型の長い時間の分が1,004件、短時間の利用が969件、居宅訪問型が859件、合計で3,189件の利用がっております、これが令和4年度の件数でございます。

それから、産前産後子育て支援ヘルパーにつきましては、10月から事業を開始しておりますので約半年になりますが、457件の利用がございます。初回無料ということで行っていますが、1人の方が平均3.36回なので、無料分だけではなくて、有料の分に至っても利用されているという状況でございます。

新生児訪問でございますけれども、新生児訪問は、委員がおっしゃるとおり、生後28日までの件数でございますが、件数が……。

○主査（日野雄二君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 件数よりも、それでお会いできなかった方。

○主査（日野雄二君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 お会いできなかった方は、その後、4か月健診が控えておりますので、4か月健診を受けていない方については全て家庭訪問を行っていますので、全員の無事を確認しているところです。よろしかったでしょうか。以上です。

○主査（日野雄二君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）ありがとうございました。

産後ケア事業については、当局のほうは数的に多いと判断されているかどうか分かりません。私自身の実感としては、本当に利用がそれなりにあって、助かっているお母さん方がいらっしゃるんだなっていうことは実感いたしました。

その中で、我が事なんですけど、娘もお産しまして、短時間の通所に、家が近いからっていうこともあるのかもしれないけど、利用させていただいて、私が大丈夫っていうよりも、やはり専門家の保健師さんとかがしっかりと助言してくださることに物すごい安心感があるみたいで、実際に体重が増えているのかどうかとか、あるいは母乳のやり方とか、その母乳のケアとか、大変有意義な、専門家の一言があることによって安心して子育てができるような感じで、ぜひこれは皆さんに周知して、本当に健やかに安心して子育てができるような支援をよろしくお願いしたいと思います。

そして、のびのび赤ちゃん訪問事業は、100%お会いしているという形でよろしいですね。あとまた追いかけてもされているのかもしれませんが、そういたしましたら、今国とか私たちが注視しているのは、保育所とか幼稚園に行っているお子さんというのは、現場で虐待があるとか、成長がどうであるかというのは、そこである程度掌握はできるんですが、家の中で孤立して子育てしている家庭において、児童虐待があったりとか、あるいは障害を見落としたりとかというのを今一番心配している状態の中で、のびのび赤ちゃん訪問事業と、それ以降になったら7か月と、あと1歳6か月とかという感じになってくる中で、自治体によってはおむつを配布をするような感じで、実際に来てもらうというよりも、家庭に行かないと見えないことっていっぱいあるので、その辺をおむつを配るということで家に上がって相談を受けるみたいな流れがあるような気がしておりますので、家庭に行って、中をのぞいてみないとどういう状態か分からないという観点からも、ぜひ本市もその辺の取組とか研究していただきたいなということを要望して、私は終わります。

○主査（日野雄二君）要望で。公明党終わりました。

質疑は。自民党、西田委員。

○委員（西田一君）まず、本市の子育て環境に関して。

前の北橋市長は、エガリテ大手前さんの発表による次世代育成環境ランキングでずっと1位であるということを折に触れてPRしていたわけですが、令和4年度の決算案ベースで、一般会計総額に対して、子育て支援費が占める割合が政令市中何位に位置するのか、まずお聞かせ

ください。

次、コロナ禍で少子化が加速化しており、非常に深刻であると思っっているんですが、財源に限られる中でも、特に子育て、教育に関して、予算については一円たりとも残さないように使うべきであると思っっています。

ただ、予算の執行に関しては、当然制約もあるというのも認識した上でお聞きしますが、令和4年度決算において、子ども家庭局所管の不用額について、その全ての要因をお尋ねします。

次、今子育て施設の定員割れってというのが深刻になってはいますが、例えば認定こども園、保育所、幼稚園等々あるんですが、令和4年度末において入所定員に達していない施設がどの程度あったのか、また、その要因についてお尋ねします。

次、若者の居場所について、本日、ずっと皆さんの話題になってはいますが、私もユースステーションについてお尋ねします。

先ほど局長は市の拠点であるとおっしゃっていましたが、何を履き違えているのかなと思って、子供の居場所を論じているときに市の拠点もくそもなくて。

そこで、お尋ねします。

例えば、私の自宅が小倉南区の南部に位置するわけですが、子供が年頃なんです、その子から、例えば公共施設で、なおかつ自治会なんかの特定の利用者あるいはヘビーユーザーを気にせずに、しかも防音設備なんかの環境が整っている、そんなところでバンドの練習がしたいと適当な場所を尋ねられたらどう答えたらいいのかっていうのを教えてください。

次、児童養護施設の地域小規模化が進められています。令和4年度に関してどのような成果が上がったのか。それと、併せてこの事業の意義を説明してください。

次、放課後児童クラブについて、利用希望者1万1,914人中、障害児239人の受入れ実績があると思っっていますが、放課後児童クラブの障害児の受入れに関して、市としてどのような独自支援が行われたのか。

最後、ヤングケアラーについて、令和4年度の決算額と事業内容について説明を求めます。以上です。

○主査（日野雄二君） 総務企画課長。

○総務企画課長 まず、北九州市の子育て支援関係の予算が、政令市中何位かという問いについて、決算についてお答えさせていただきますが、申し訳ございません、今政令市中ということで手元に資料がございませんので、また調べてお答えさせていただければと思っいます。

続きまして、令和4年度の決算で、不用額の理由ということなんですけれども、こちらは予算立てをしておりますときに、対象人数を算定しておりますが、実際執行した後、また、決算を出してみると、対象の児童が見込みより下回ったという理由が多くござはいます。

例えば、4款2項1目の子ども家庭費におきましては、子育てのための施設等利用給付事業経費におきましても、こちら対象の児童数が下回っております。また、ほかには、同じような

理由では、地域型の保育給付費など、施設型給付費、児童手当、児童扶養手当の見込み人数が減少しているということが主な要因になっております。

そのほか、4款2項3目母子保健医療の関係で子ども医療費、こちらのほうはコロナの影響で若干受診控えがございました。このため医療費が減少して、不用額が増えたということでございます。

以上が主な理由になっております。以上です。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 保育所の定員割れの状況とその要因について説明させていただきたいと思っております。

まず、定員割れの状況ですが、昨年度末、令和5年3月の時点でございますが、保育所と認定こども園の保育所型の施設の約5割、半分が定員割れの状況となっております。定員割れの状況の要因としましては、1つは令和2年度以降のコロナによる利用控えの関係で、全体的に利用者が減ってきていること、そして、あと少しずつ利用者の方の中で個別の施設の利用を好まれる方が少し増えてきている状況がうかがえております。そうした中で、このような状況が現れているのではないかと分析しております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 若者の居場所の中で、現在、バンド活動できるところ等がどこかということでございますが。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私の条件です、さっき申し上げた条件でバンド活動ができる場所はどこがあるのかって、公共施設で。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 今のところ、把握しているのは、小倉北区の大手町練習場においてバンド活動ができますので、すみません、今把握している中ではそこでできますということでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 地域小規模児童養護施設の関係で御答弁申し上げます。

まず、令和4年度の実績ということで、令和4年度は9か所から10か所に1か所増えております。

それから、地域小規模児童養護施設の意義でございます。国で平成28年に児童福祉法が改正されて、平成29年に新しい社会的養育ビジョンというのが策定されました。それに基づいて、家庭養育優先原則の徹底ということは示されておりますけれども、一方で既存の児童養護施設につきましても、小規模化や地域分散化というのがうたわれていまして、それに沿って、できる限り良好な家庭的環境での養育が実施できるようにということで、家庭に近い形で児童養護

施設についても小規模化、地域分散化を進めていくということで、子供たちにとってもより家庭に近い環境での養育がなされるという利点があると考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 児童育成担当課長。

○児童育成担当課長 放課後児童クラブに障害児を受け入れる場合のお尋ねです。

障害をお持ちのお子さんを受け入れる場合、専任の指導員の加配が必要となってまいります。障害児を受け入れていただく人数に応じて委託料を加算しております。

まず、障害をお持ちのお子さんが1名から3名の場合は195万6,000円、4名から6名であれば391万2,000円、7名から9名であれば586万8,000円、以上のような形で加算しております。

障害をお持ちのお子さんといっても障害は様々でございますので、近年、皆さん多いのが発達障害系の合理的配慮を要するお子様が多くなっておりますので、このようなお子さんの対応に苦慮されているという指導員の方もいらっしゃるかと伺っております。

そこで、子育て支援課に退職校長の係長職員がおりますので、その職員と心理カウンセラーが各クラブを訪問させていただいて、御相談に乗ったり、アドバイスの支援など、金銭面以外の支援を行っております。

また、合理的配慮に関する研修を年2回、あと食物アレルギーのエピペンを使用をするようなお子さまにつきましては、障害児加算の対象となっておりますことから、エピペンの使用に関する研修等も行っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 ヤングケアラー相談支援事業の決算額につきましてですが、決算額は、令和4年度は996万8,000円となっております。以上です。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） まずそしたら、決算ベースで資料を持ち合わせていないということだったので、先ほどお答えしようとしていたのかな、令和4年度の予算ベースでは政令市で何位ぐらいに位置しているんですかね。

○主査（日野雄二君） 総務企画課長。

○総務企画課長 予算ベースに関しましても、現在、手元に資料がございません。申し訳ございません。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 市に答弁を求めるときに、常にといいてもいいほど政令市の中での順位というのを、どこの部署にかかわらず意識されていると思うんですが、政令市の中で子育て支援費が占める割合、簡単に出せると思うんですけど、なぜその程度の資料を持ち合わせていないのかなと思って、もう1位だから。

○主査（日野雄二君） 総務企画課長。

○総務企画課長 予算ベースでこれまで政令市比較ということはしておりませんで、いわゆる

エガリテ大手前で評価されているのが、事業であったり、子育ての周辺環境ということで評価されたものと認識しております。今度から、次回と申しますか、子育てにける予算についても着目していきたいと考えております。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 当然我が市が他の政令市と比べてどれぐらいなのか、あれだけ北橋市長が次世代育成環境ランキングで政令市中1位を取りましたと、当然その分析っていうのはされていると思うんですね。先ほど、たった今、総務企画課長から答弁があった中で、今の答弁の中で、当然予算に基づいた事業、予算が組まれているわけですよ、何でその程度の比較ができないのかというのが、本気で子育て日本一というか、目指していないんですかね、どうなんですかね。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 すいません。政令市比較の数字は、確かに言われるように基本的な数字ですので、今ちょっと手元にないっていうのは確かに申し訳ないと思っております。

ただ、我々といたしましても、北九州市の子供たちのためにしっかりと子育て支援というのをやっていきたいと思っておりますので、これからもしっかりとそういう他都市の状況との比較もしながら取組を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 例えば、政令市でももういろんな取組をしていると思いますし、明石市なんて全国的に有名なわけですね。本市の事業に比べて、よその自治体でどんなことをやっているか調べる中で、当然、じゃあその一般会計総額に対する子育て予算がどれぐらいなのかなって分析をしようと思ったら、まずイの一番に比較対象になる数字じゃないかなと思うんですね。それをやっていなくて、いや、うちは子育て支援やっていますよって、僕は口が裂けても言ってほしくないよねと思います。

その中で、次の答弁に関して、執行残があるわけですね。対象児童が下回った、要は想定の数値より下回ったということなんです、それに対する見解というか、対象児童が下回っちゃったから余っちゃいましたじゃなくって、いかに予算を執行するために対象児童を行政サービスに組み入れるかでしょ。下回ったから余っちゃいましたっていうのは僕は無責任だと思います。見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 総務企画課長。

○総務企画課長 確かにおっしゃるとおり、単に理由が見込みを下回ったということではなくて、今後、なぜ下回ったのか、人口減少にも絡むとは思いますが、いかに有効に予算を執行していくかということも検討させていただきたいと考えております。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 対象児童が下回ったのが人口減少によりますと、人口減少を食い止めるた

めに、あなた方は子育て施策を打っているんじゃないんですか。おかしいじゃないですか、答弁が矛盾していますよ。見解を伺います。

○主査（日野雄二君）総務企画課長。

○総務企画課長 人口減少と申しますか、統計的に毎年数値として出産数のほうも減っておりますので、そういった意味がございましたけれども、そういったことを食い止めるためにも、本市の子育て支援施策を充実するということで、子育て世帯が暮らしやすい、また、子供たちにとっても住みよい町にしていきたいと考えております。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）そうすると、予算を組んでも出生数が下回った、あるいは利用控えもあったし、コロナ禍で受診を控えるというのは、それは当然のことだと思うんですよ。でも、他のサービスに関して、対象児童が予想を下回ったというのはまず予想の不正確さについて僕は指摘したいと思いますし、子供が減らないように施策を打ってきたのに対象児童が下回ったということは、その施策が効果がなかったということじゃないんですか、どうなんですかね。

○主査（日野雄二君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 今回の不用額は予想よりも利用者の方、予定していたところが下回ったということを理由にする不用額ってというのは、私たちが予想していたよりも多く出ているというのが実情ではあります。それが見込みが甘いんじゃないかといった御指摘については、厳しく受け止めさせていただきたいと思います。

ただ、私たちといたしましても、今国全体で子供がやはり少なくなっている中で、どうやって早い時点で減少幅をできるだけとどめていくのか、もしくは反転をできるような社会をつくっていくのか、これは非常に重い政策課題だと思っております。まだ努力が足りないんじゃないかといった御指摘に対しては、本当に真摯に向き合いたいと思いますし、私どもも必死で施策に今後とも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）この場でそういった希望的な発言するのは、それはできるんですが、実際、現場が伴っていないもので、ずっとこういうことを申し上げているんですが。

例えば、武内市長になって、エガリテ大手前という名前を出さなくていいにしても、次世代育成環境ランキングで北九州は政令市で1位ですからと、皆さんぜひ北九州に住んでくださいとか、北九州で安心して子供を産んで育ててくださいということを武内市長は公の場で言ったりされているんですかね。

それを、すぐ答えが出てこないっていうことは、局として次世代育成環境ランキングが1位なんですよって、もっと市長、行った先あちこちでPRしてくださいっていうのを市長に言っていないということなんですよ。なぜをそれをしないのか。やっぱり北九州市として市長が一番の広告塔であるのに、それをさせない理由は何なんですか。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 エガリテ大手前の結果につきましては、一つのNPOが北九州市の市政を長年評価していただいて、今年も1位ということで私どもとしても報道をしております。

また、昨年は、今いろんな自治体のランキングの評価っていうのが、エガリテ以外にもいろんなところがしているんですけども、例えば日経新聞ですと、昨年の共働き子育てしやすい街という評価の中で、政令市の中ではやはり北九州市は1位ということになっておりまして、これにつきましても、市長のほうには申し上げてお伝えをしているところですし、私の記憶の中では、それについて言及もしていただいていたと思います。

ですので、こういったランキングっていうのは、どの政令市も今たくさん頑張っていると思いますので、評価だけが全てではないかと思えますけれども、やはり高く評価していただけるような取組というのは、今後とも続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） NPOさんが発表した評価だから、それなりの扱いだというような答弁だったのかなあと思うんですが、いろんな自治体がいっぱい評価をされているという中で、繰り返しになりますけど、政令市の比較の中で、じゃあ私たちの子育て支援費が一般会計総額に占める割合ってどれぐらいなのかなとか、そういう客観的な資料というのはぜひ持ち合わせていただきたいなと思います。

今後、例えばエガリテ大手前に限って言いませんが、ぜひ武内市長からは、市内外において、本市の子育て施策が充実しているということは引き続き訴えていただきたいなと思います。

次、先ほど保育園、認定こども園の約5割が定員割れっていう深刻な答弁があったんですが、この要因をどのように分析していますか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 1つは、コロナによる入所の申込み控え、利用控え、こうした形で全体の申込みが減ってきたこと。あと、そうした中でも、個別の施設のほうを希望される方が増えてきている。そうした中で申込みが多くなってきている施設と少なくなってきている施設というのが少しずつ出ている状況を見ております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 先ほど来、答弁の中に個別の施設ということをおっしゃっているんですが、すみません、分からないんですが、こういったことを御説明されているんですか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 申込みが多いということで、人気のある施設と少し、やや人気の面で負けている施設が現れてきていると見ております。

○主査（日野雄二君） 個別の施設を答えんか。個別の施設はどんな施設ですかと聞いたんだろ、個別の施設は。2～3人でやりよる事業所のことを言よるんか、マンションで扱っているそう

いう施設のことを言っているんですか、個別の施設に行っているというのは。事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 認可保育所の関係でございます。

○主査（日野雄二君）認可保育所の関係、それでいいんですか、西田委員。

○委員（西田一君）人気、不人気で私はこういう場で説明すべきじゃないと思うんですよね。というのが、こういう施設っていうのは公定価格で運営されていますんで、園の自助努力でどうしようもないんですよ。特に、例えば園舎が新しいか古いとか、都心部であるかとか、人口が密集する都心部、しかも若い世代が多い地域であるか、田園地帯でも過疎化が進んでいる地域であるかとか、人気じゃなくて希望が集中する施設、そうじゃない施設っていう、少なくとも行政としてそういう公平公正な言い方をしないと、人気、不人気って、じゃあ不人気の施設ってどこですかってなりますよ。不人気の施設はどこですかと言われて、こことこことこですと答えるんですか。まず、その意識をどうにかしてくださいよ。見解。

○主査（日野雄二君）事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 すいません、訂正いたします。保育の内容について非常に利用者の方が関心を持たれていらっしゃる施設、そして、あと保護者の方たちの中でのそういう評判、そうしたもので申込みが多くなっている施設が少しずつ出てきております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）そこは、ぜひ今後、そういった説明を、特に公の場でしないようにしていただきたいんですよ。一生懸命やって、保育の質の高いところが、たまたま周辺地域にあって、それで子供が集まらないというケースも多分あると思うんですよ。それを人気、不人気でこういう場所で使い分けるというのは、僕は現場に失礼だと思いますし、ああ、何、北九州市役所の子ども家庭局ってその程度の認識なのって、僕は今の説明を聞いてあきれました。これは現場の皆さんにもお伝えしないといけないなと思っています。

問題は、そういったあなたのおっしゃる不人気施設、私はそうは表現しません、利用希望が少ない施設に対してどういう支援をするのか、これをぜひ伺いたい。保育施策の中に当然そういった保育園も含まれているわけですよ。例えば、本来100人定員であっても、その周辺に住んでいる子供が50人通っている場合に、それを切るっていうわけにいかないわけでしょ。どういう支援をします。

○主査（日野雄二君）事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 今年の本予算の審議の中で、新規の予算ということで、公認会計士等専門家の方を活用した経営支援事業という新規事業を立ち上げさせていただきました、議会でも御承認いただきました。これから保育所の施設長会等を通じて、専門家の方に専門家の視点から今度は保育園の経営、そして、経営の改善であり、そして、体質強化、そうしたものを通じて、少しずつ特色ある保育所の運営につなげていただきたいという形で、今年度から新規の事

業を保育所の支援という形で立ち上げたところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） それでは、公認会計士が保育所の経営に入れば、子供が増える、そして、経営が安定するという理解でいいんですか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まずは、そういう形で経営の中に入っていただく中で、各施設の課題、そうしたものをまず見ていく中で、個別の施設で解決できる分については取り組んでいただくとともに、全市的に課題となるようなものが見つかった場合は、市全体として新たな対応をまずは考えていきたいという形で考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） まずはとおっしゃっているんで、当然その後があると期待するんですが、公認会計士を入れて、じゃあどうということになるかという、いやあ、人件費高いですね、9割超えていますね、人件費もっと抑えられませんかとか、例えばですよ、この支出についてはこっちに組み替えてとか、どちらかという会計テクニク的なことが多いのかな。だから、私が聞きたいのは、公認会計士を入れたって、別に急に子供が増えるわけじゃない、人気施設になるわけでもない、老朽化が急に新しくなるわけでもない、保育士が来るわけでもない。肝腎なことは、地域的にお子さんが少ないところであるとか、例えば保育士を募集していてもなかなか集まれないとか、そういったところをどうするんですかっていうのを聞いているんですよ、公認会計士の答弁なんて聞きたくもない。どうぞ。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 もちろんそれ以外に、従来から保育士の確保が難しいところについては、保育士確保の対策を打ってきておりますので、こうしたものも継続的に続けていながら、先ほど保育課長からも別の御説明がありましたけど、今後とも引き続き保育士確保について取組を強化していくような形で、併せて取り組んでいかなければならないというふうな形で考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） そういう答弁を聞いていると、現実があまりにも厳しいもんだから、抜本的な支援をすべきであると僕は申し上げているわけです。やろうと思えばやれるんだけど、保育士さんの処遇を、例えば看護師の平均並みに持っていくとか、今一般的に言われているように、それを市独自でやるべきだと、例えば私はそういうふうに考えますね。なぜ市独自で保育士の処遇を抜本的に向上できないのか、伺います。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 全ての保育士さんの処遇が全部底上げ的に改善できれば、最も望ましい形ではあると考えてございます。昨年度から始めたのは、若年層保育士に対する、入って1年目、2

年目、3年目の保育士さんに対する処遇改善ではございますけれども、全世代の保育士さんではございませんけれども、まず最初の新採の保育士さん方への処遇改善としての一步かなと考えてございます。財源の問題は当然でございますけれども、財源確保に向けてはこれからも努力してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） あわせて、全児童の利用料の無償化と無条件化を私は提案しますが、見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 幼稚園・こども園課長。

○幼稚園・こども園課長 今委員から、利用料の全児童の無償化という、第1子からの無償化ということで、今年度の6月議会に計上させていただいた第2子以降の利用料の無償化がございます。まずは、その事業を確実に実施して、その成果等々を検証していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 保育所利用の無条件化、つまり今の保育所に通う子供の条件を全部撤廃する、だからもう全児童化ですよ、なぜできないんですか。

○主査（日野雄二君） 幼稚園・こども園課長。

○幼稚園・こども園課長 委員が今おっしゃったところは、先ほどから少しお話が出た、国が今、こども誰でも通園制度、これはもう収入要件にかかわらず、そういった保育施設を利用できるといったところの御意見だと思います。本市としても、委員の言われることはごもっともだと認識しておりますけれども、今国がそういう施策を打っていますので、そこは国の施策の状況を注視していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 国を待っているのは少子化は加速するばかりです。自治体によっては、本市よりも利用条件のハードルが低いところもあろうかと思えます。本市より条件、ハードルが低いところ、例えば第1子から無料化をやっているとか、本市よりももっと保育所、認定こども園が利用しやすい自治体はどこがあるんですか。ないんですか。

○主査（日野雄二君） 幼稚園・こども園課長。

○幼稚園・こども園課長 今我々が把握しているのは、政令市ではそういったところはないというふうな認識でございますが、規模的などころで小規模な自治体とかは、第1子からの無償化とか、そういった条件緩和とかをしている自治体もあるとは認識してございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、また最初の質疑に戻るんだけど、政令市ではないから、政令市の中ではないから、そこは一緒にいいよねって、いや、そうじゃないでしょ。例えば、福岡市が

やっていることがあれば、それ以上のことをやらないと福岡市にどんどん差をつけられちゃう。人口動態を見ても福岡市に取られている、九州中から福岡市に取られているのは分かっているはずなんです。例えば、じゃあ福岡市がこっだけやっていたら、うちはこっだけやるよっていうことが何でできないかな。高島市長にそんなに付度してんのかなあなんて思うんですが、見解を伺います。政令市を横並びにやってちゃ子供なんか増えませんよ。だから、北九州市はこっだけやっています、一部ありますよ、独自予算、北九州市はこっだけやっています、それでこの結果を出しています、だから国もこうしてくださいってやるべきじゃないんですか。国のほうばかり見てどうするんですか、見なきゃいけないのは現場でしょ、違いますか、見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 確かに北九州市独自の取組はこれまでもやってまいりましたけども、やはり他都市の事例等も、今後、しっかりと参考にできるところは参考にし、また、新たに市の独自の取組として、強みとして、やっていくべきところはやれるように、その財源確保の面も子ども家庭局としてしっかりと努力しながら取組を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 努力しますという結論になるんだったら、もう何もかも要らないわけですよ。

次、ユースステーションについてなんです、先ほど私の条件で、中学生、高校生がバンドの練習ができるのは大手町ということだったんですが、これ大手町の何という施設ですか、ほかにはないんですかね。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 大手町練習場というところです。ムーブの9階と10階にございます。そこにバンド活動ができる音楽室っていう小さい部屋がありまして、すいません、今のところは、我々公共施設の中でどういうところがあるかっていうのは、全局照会しながら、若者がいられる場所をやっているところでございます。ですので、今、分かっているというか、私が把握しているところは大手町練習場、芸文財団が指定管理で受けております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） コムシティはそういう音楽スタジオみたいなのはなかったですかね。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 コムシティ、ユースステーションの中でございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） あのね、だから、先ほどの私の質問に対する答えだと大手町がありますよ、課長がユースステーションを答えずに大手町を答えたかという、なぜ、そこが近いからでし

よ、小倉南区から、違いますか。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 小倉北区ですので、はい、そういうことでございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、大手町が近いから大手町、今の課長の答弁が結局物語っているのは、私の地元から黒崎っていうのはちょっと遠いよね、だから大手町って言ったんでしょ、あなた、違うの。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 はい、そうです。小倉南区からでしたら、はい、そうでございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私は別に引っかけのわけじゃなかったんですけども、もう一回私の質問を言いますね。公共施設で、自治会等の特定の利用者を気にせずに、しかも防音設備の環境が整っている、そういうバンドの練習ができるところでどこか適当な場所はないかと、私はこう聞いたんですよ。であれば、ユースステーションも当然その対象の施設に入ってくるわけですよ。でも、あなたは大手町としか答えなかった。これは、私の地元から黒崎はあまりにも遠いよねってあなたは考えたんじゃないんですか。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 申し訳ございません。ユースステーションを失念というか、あることは分かっていたんですけども、そうです、バンド活動ができるのは黒崎にもございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 担当課長がその程度の答弁なんで、私もあきれているんですが。先ほどの議論にもありましたように、ユースステーションが黒崎にだけしかないというのは、これはもう行政サービスの完全な不均衡、特に受益者が若者、子供であるという観点から、これは子供の権利の侵害であると思います。

ちなみに、うちの自宅からモノレールとJRを乗り継いで、モノレールは320円、そこから黒崎まで280円、合計600円、往復で1,200円ですよ。中・高生が使うにして、1回で、この金額をどう思います。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 これまでもどこか若者の居場所っていうのを、今のところ、公共施設の中でのいろいろと探って、今後、重たい課題として受け止めさせていただいて、どういうことができるのか、課題とさせていただきます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） もう課題じゃなくて、これは大問題なんです。私の地元からコムシティまで、小遣いで行けっていうと、それだけで月の小遣いの相当な部分がなくなるわけですよ。

これでは当然子供は行けませんよね。バンドの練習に限らず、子供の居場所に関して全体的なことを言わせていただくと、確かに市のホームページを見たら、こういうところが使えますっていうのは申し訳程度に載せていますよ。じゃあ、行きたいときに行って、そこが使えるかといったら当然先約があったり、施設の都合があったり何やかんやしてなかなか使えない中で、ユースステーションっていうのは若者、子供に特化して使える施設だと思うんです。だから、キャン、可能であるかどうかじゃなくって、そこに行けば、まずは優先的にあなた方は居場所があって使えるんだよという施設として私は申し上げているんです。

それなのに、例えば私の地元からだ、往復で1,200円かかると、これが行政の子供施策としてあまりにも不公平じゃないですか、あまりにも機会が不均等じゃないですかということをお願いしているんですが、じゃあそうじゃないとおっしゃるんですか。公平ですよ、公正ですよとおっしゃるんですか。

○主査（日野雄二君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 今ユースステーションの件について御答弁したいと思います。

確かに西区のコムシティの中にあるユースステーションは、中・高生の居場所として、いろんな部屋とか、スタジオとか、フリースペースがございます。そういうところで整備できればいいかとは思いますが、やはり居場所というのは幅広く持ったほうが、市内に幅広く取ったほうがいいということなので、今、中・高生が利用可能な公共施設を目的別に調査いたしまして、市でホームページを公開して、市内の高等学校等にも周知してきたところでございます。それは毎年更新しております、現在、30施設の利用が可能という状況になってきております。

この施設とは別で、場所によって格差はございますけれども、市民センターとか、障害福祉センターでも無料のフリースペースがございます。これからも公共施設に関しては、関係局とも協議しながら、中・高生が気軽に使えることができないかということ、個別の施設の状況を踏まえた上で、開拓といいますか、検討を進めていきたいなと思っているところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 居場所を求めて市民センターにふらっと来る子供、そもそも市民センターにそういった子供がいるのを僕は見たことないね。何かのクラブとか教室とか、あるいは市民センターとしての事業をやっている子供はいますけど、例えば今日は真っすぐ家に帰りたくないとか、例えば今日はちょっと学校に行きたくないとか、今部長が答弁の中でおっしゃった広範、広い意味でっていうのはそういうこともあるんだろうと思うけど、じゃあそういうところで、地域のおいちゃん、おばちゃんがいたりする市民センターに行きたかないですよ。ましてや、市民センターでバンドの練習なんてできないんだから。勉強するたってそういう環境でもないと思いますよ。

そういった中で、ユースステーションというのは非常に環境がいい、恵まれている、いろんな活動ができる、だからそういったところをせめて東部のもう一か所、小倉北区でいいですよ、小倉南区はそういった場所が一か所もないという答弁だったけど、そこは百歩譲って、せめて東部に同様の施設をもう一か所つくるべきです。つくらないといけないと思う、そうじゃないと不公平だもん。

先ほど荒川委員の答弁の中で、ユースステーションは八幡西区、八幡東区の方が大半であるという答弁だったけど、じゃあ小倉南区の子供たちはどこに行けばいいの、答弁お願いします。

○主査（日野雄二君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 小倉南区に関しましては、今現在、30施設のところを表にして公開しております、基本的にはそちらのほうに行ってくださいとか、あとすいません、市民センターは今いろいろな方がいまして、利用しづらいところとかもあるかと思えます。そこら辺については、また、利用の促進ができないかとか、あと障害福祉センターとかもありますので、そこら辺の利用促進ができないかとか、そういったいろいろな面でまた検討していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） ユースステーションに周辺の市民、子供も含めて集まるというのは、そら当然だろうと思います。ユースステーションがあるから、今日、みんなで集まろうぜとかという掛け声も多分子供たちの間にかかっているんだろうな、そういう掛け声もあるんだろうなと思っておりますが、じゃあ小倉南区の子供たちはどこに行ったらいいんですか、ユースステーションに行ってくださいって言えないわけですよ、今、答弁で言えなかったでしょ。だから、それが不公平じゃないですかって私は言っているんで、ユースステーションはぜひ、ぜひっていうか、必ず小倉北区に最低でももう一か所、東部1か所、局長の言葉を借りれば拠点として整備しなければなりません。

○主査（日野雄二君） それは強い要望でいいですか。西田委員。

○委員（西田一君） 要望じゃなく、もうこれはマストです。つくらなきゃおかしいよね。不公平だよと私は言っています。

次、児童養護施設の地域小規模化に関して、9か所から10か所ということでありましたが、先ほどこの意義は御説明いただきましたが、そんな中でこんなことがあったんです。

地域小規模化を北九州市役所と連絡を取り合いながら進めてきた児童養護施設がありまして、地域で戸建ての中古物件を一生懸命探していたんですよ。すると、常日頃から施設の子供たちを一生懸命応援してくれている地域の篤志家の方が、それなら我々夫婦が自分の家を出ていくから、自分たちは子供がいないし、もう夫婦2人きりだし、施設の子供がとにかくかわいから、私たちが家を空けるよと、私たちは別のところの、ちょっと手狭だけでも、夫婦2人だけだからそっちに住むからぜひここを使ってねっていうことで、本当にこんなことがある

のかというありがたい提案をいただいて、その御夫婦が長年住まわれた御自宅を出て行って、何と何と資金を借入れしてまで子供たちが生活しやすいように内装工事までしてくれて出てくれた。あとはもう施設との契約ですよと、オーナーさんと、持ち主はその御夫婦なんで、あとは施設との契約ですよとなった段階で、何と北九州市からやっぱりその地域では小規模児童養護施設はできませんと言われました。施設もがく然とするし、自宅を譲ってくれた御夫婦のお怒りは激しいわけです。なぜそういうふうに突然覆ったのかをまず説明してください。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今、委員御指摘があった件につきましては、私がここに異動してきまして、ずっと関わらせていただいておりますけれども、端的に申し上げますと、その地区が地区計画に入っていた地区であったということで、地域小規模児童養護施設が建てられない地域であったということでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） つまり北九州市と連絡を取りながら、よし、この場所で地域小規模をやらせていただきますよと、はい、やっってくださいよということを北九州市から言われていたのに、北九州市が直前になってやっぱりできませんというわけですね。これはもう本当に大問題と思っています、少なくとも御夫婦と施設に子ども家庭局として正式に謝罪すべきと考えますが、見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 はい、……。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） いや、課長じゃない。

○主査（日野雄二君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 今、その関係の御夫婦の方には御迷惑をおかけしたというところで、すみません、認識をしているところでございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） いやいや、認識するのは当たり前、人間であればまずは認識は当たり前。はい、謝罪。

○主査（日野雄二君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 そちら辺は事情を丁寧に説明してきたと伺っております。その場で理由を説明して、すみません、説明をしたというところで伺っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、もう北九州市っていうのはしよせんそういう役所なんですよ。ミスは絶対に認めない、落ち度は絶対に認めない、たとえそれが子育てのことに関しても。全く信用ができない。施設の子供たちがその地域に住むことができないのは、例えば憲法とかそ

ういう観点から、これも権利の侵害であると私は断じますが、市の見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 委員御指摘のとおり、その地域に地区計画があるということで、ただ一方で地域小規模児童養護施設が建てられないと、我々もその際にいろいろ関係規定を調べました。結局、通所型の施設であれば建てられるのに、児童養護施設に関しては入所型の施設ということで、単純な仕分で分けられているというような状況もございました。

我々も関係部局ともしっかり話し合っ、もともと大もとは国からの通知ということもございます。我々としても何とかこういった趣旨、地域小規模は国が進めている施策であります、先ほど申し上げました地域分散化、小規模化というのは国が進めているビジョンでもございますし、我々としても積極的にやりたいと考えている中で、そういった地区計画が足かせになっているところは我々としてもじくじたる思いがございます。一方で、今やはりこの地区計画の変更と見直しの手続というのも進めていこうかなということで、地域の方、施設の方と一緒に連携しながら今話を進めているところでございます。その際には、建築都市局になりますけれども、こういった地区計画を、今後、児童養護施設の趣旨を説明しまして、なるべくといたしますか、我々の思いというのは子ども家庭局としてもしっかり意見書として、今後、建築都市局に伝える予定でございます。

以上でございます。

○主査（日野雄二君） 憲法でどうなのかを答えんやない。そこに住めるという権利、憲法ではあるんだらうと聞いてんだよ、西田委員が。子育て支援課長。

○子育て支援課長 居住の権利というのは当然憲法に定められたということで、そこが我々としてもしっかりいろいろ法律のほうも勉強して、法務担当の弁護士とも協議しましたけれども、やはりちょっとハードルが高いといたしますか、という状況でございます。答えになっていないようですが、申し訳ないです、以上でございます。

○主査（日野雄二君） 笑いながら答えるな、笑える問題じゃないぞ、こんなのは。真剣な顔で答えれ。西田委員。

○委員（西田一君） 子ども家庭局と建築都市局の所管が全く違うのはそれは理解できる、理解はするんだが、例えば横浜市は都市計画のハードルをとっくにクリアしてやっているわけですよ。先ほどの説明の中で、都市計画あるいは地域計画は国の法律に基づいてやっているということではあるんですが、これはそれこそ子ども家庭庁の政務官だった自見英子先生に相談したところ、本人から直接お答えいただいて、いやいや、確かに法的な根拠は国かもしれないけど、結局最後は自治体ですよって言われて、すごい僕も恥ずかしい思いをしたんだけど。

繰り返し尋ねますよ。地域小規模を、さっき説明があったように10か所もやっている。じゃあ、事業主体はどこに住んでいいやら住んでよくないやら分かんないわけですよ。一般市民が住んでいたら、施設の子供も当然住んでいいだろうと思うわけですよ。そこで、施設の子供

が住んじゃいけないところがある、これは北九州市が子供の権利を踏みにじっている、子供の権利を侵害していると私はもうそう考えないといけないと思いますが、見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 すいません、その地域が本当に都市計画法にのっとった中で、小規模の施設が建てられないといった結果になっているところでございます。ですから、そういうところを今建築都市局とも協議をして、そういう地域を何とかクリアできないかというような方策でも検討しているところでございます。そこら辺、今後、このようなことがないようにしっかりこちらのほうも勉強といいますか、考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 今やっていらっしゃることは、個別の案件に対する対症療法なんです。私は根治、完治させてくださいよ、今の状態はこれ人権侵害というか、子供の権利の侵害ですよ、人権侵害ですよと言っているわけなんです。だから、市の内部の話で、施設に子供が住めないところがある、それに対して市として全部その網かけを取り除く、それが子供の権利を守ることだ。ここは住んでいいけど、ここは駄目ですよなんて、何で自治体がそんなことができるんですか。憲法の理念に照らし合わせて、これは子供の人権侵害じゃないですか、どうなんですか、イエスかノーで教えてください。

○主査（日野雄二君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 すいません、人権侵害かどうかということやると、なかなかこちら、私のほうでは答えにくいんですけども、今、繰り返しの答弁になりますけれども、こういうことが二度とないように、うちのほうでもしっかりと勉強といいますか、周知徹底をしていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） じゃあ、例えば私でもいいですよ、局長でもいいですよ。あなた、ここには住んじゃいけませんよと言われたら、これ差別じゃないですか、人権侵害じゃないんですか、違いますか。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 今回の件につきまして、やはり……。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 一般論だって、だから僕が言っているのは、さっき対症療法って言ったじゃないか。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 様々な規制がある中で、今回、そこに建てることは、今の状態では難しいと、私たちが市の弁護士などを通じて様々な協議を、やる手だてはないのかということで相談

はしましたけれども、やはりいろんな規制の中で、今の状態では困難だというのが今の時点での個別のケースについては結論でございます。ですので、手続的にはやはり踏まざるを得ないというのが、弁護士とも相談した上での結論でございます。

ただ、今後、やはりそういったところが、じゃあ全てなくせるのか、そういったことが、都市計画の中でどんなふうに使われていくのかということにつきましては、全体として、私も建築都市局に問題提起も当然させていただいておりますし、今後もしていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） この場で解決しないので、じゃあ最後に、何もどこでも住めるようにしてくれなんて僕も言っていないわけですよ。憲法があって、その下に法律があって、例えば日野委員あたりも一生懸命やってきている市街化調整区域なんてあるわけで、とにかく誰でもどこでも住まわせてくれるようにやってくれ、それが人権を守ることなんて僕は一言も言っていないくって、せめて一般市民、一般国民が住むことができるようなところには施設の子供たちも住まわせてくださいよ、それが人権を守ることですよって繰り返しているということをもう一回申し上げて、次に行きます。

放課後児童のことは障害児受入れに関して御説明がありましたけど、いつも言っているように、現場で苦労しながら苦しみながらやっているのに、待遇、処遇があまりにも低いから、これも市として国を待たずに独自の助成なり、補助をすることを強く求めます。

最後、ヤングケアラーについて、決算額は996万円、ヤングケアラー対応で1,000万円って一体何をやったんですかということをもう一回お尋ねします。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 ヤングケアラーの相談支援窓口の開設に当たっての決算額でございます。ウェルとばたの中にヤングケアラーの相談支援窓口を開設しまして、資格のあるコーディネーターの配置を行ったところの決算額でございます。以上です。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） コーディネーターを配置したからヤングケアラー対策をしました。先ほど答弁の中で、使っちゃいけない言葉を使ったんですよ。市としてまだ入り口ですからというような表現がたしかあったかと思うんですが、確認させてください。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 入り口と申ししたのは、相談窓口をつくっただけで、ヤングケアラーの課題が全て解決するというわけではないので、入り口という言葉を使いました。

さらに、今後、やはりヤングケアラーになっているということは、介護問題全体の中でひずみが出ていて、子供にしわ寄せが来ているということでございますので、今後、介護保険制度の中であるとか、障害者施策の中であるとか、そういうところでの制度が充実していくことも

見計りながら、子供がヤングケアラーで苦しむことがないように、その支援はしっかり子ども家庭局として行っていきたいと考えています。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） それこそ児相の北崎次長なんか、個別の家庭のいろんな事情とかを本当に詳しく知っていると思いますよ、もちろんヤングケアラーの家庭の詳しい事情を知っていると思うけど、もう多分ケースによってはどっぷりつかっているわけですよ、入り口どころか。入り口の表現がそういう意図じゃないというのは分かったんだけど、何年も声を上げることもなく、あるいはつらいという感覚すらない若者も子供もいるんじゃないかなと思っていますよ。そんな中で、コーディネーターを配置しましたという、令和4年度はそれでいいですよ。じゃあ、もう今からはどうするんだっていうところを、担当課としてどのように今からヤングケアラーに対応していくのか、お聞かせください。

○主査（日野雄二君） 3時になったんで、継続するかどうかをここで決めたいと思います。トイレに行きたい方もいっぱいいると思いますんで。

継続でいいでしょうか。一旦、休憩入りますか。

西田委員の答弁を伺った後、休憩に入ります。いいでしょうか。

あと、何名かおられるでしょ、質問される方は何名ですか。3人。じゃあ、継続しましょう。母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 ヤングケアラーの課題につきましては、やはり社会構造の変化によって、介護を子供が担わざるを得ない状況があるっていうことで、近年、課題として上がってきているものです。まず、昨年度、相談支援窓口をつくりましたけれども、具体的な支援が要るってところで、今年度、ヘルパーの派遣事業の開始を予定しております。

ただ、ヘルパーだけで解決するわけではございませんので、子供さんの思いを聞きながら、学校と連携を図りながら支援を続けていきたいと思っています。

さらに、まだ見つかっていない潜在的なヤングケアラーっていうのもまだまだいると思っています。そのために、やはり学校がキーかなということで私どもも考えておりますので、学校にコーディネーターが出向いて行って、ヤングケアラーについての現状についてお伝えしたり、困っているお子さんがいないかどうかっていうところも、やっぱり関係をつくることで見えてくることもあると思っていますので、今年度は学校へのアウトリーチっていうところにも力を入れているところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） コーディネーターを配置したところで、じゃあ本当に深刻なヤングケアラー、深刻なケースをどの程度課題解決に向けて支援できるのかということ、もう本当に限られていると思いますよ。取りあえずあなた方はヤングケアラーの問題が、ここ数年、ピックアップされるから、まずはコーディネーターを配置したというところでしょうが、先ほど学校との連

携とかということも答弁にありましたが、確かに学校の担任の先生なんかは家庭の事情に詳しいでしょうから、クラスのあの子のおうちは厳しいよねということは多分分かると思うんだけど、具体的に教育委員会とどういった連携、例えばコーディネーターが片っ端から学校を訪れて何かありませんかとかやってんのか、例えばコーディネーターさんがスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかが集まる場所に行って、情報を得ているのかとか、具体的にどういうことをやっているんですか。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 コーディネーターの活動につきましては、学校と都合をつけて、学校の校長先生や学校に勤務するスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと情報交換をしております。

加えて、生活保護のほうに配置されている臨床心理士も家庭訪問をいろいろしておりますので、そういうところでヤングケアラーについての啓発を行ったり、子供に近い地域生活を送っていますので、民生委員、児童委員の方々に出前講演を行ったりっていうところで、多方面で今活動しているところでございます。

学校については、実際にコーディネーターが学校に出向くっていうことに今年度は特に力を入れているところでございます。以上です。

○主査（日野雄二君） 西田委員。

○委員（西田一君） 所管は違いますけど、今答弁の中に民生委員・児童委員というワードが出てきました。民生委員・児童委員の方は、その方にもよるんだけど、ベテランは地域の実情、特に担当している地域の実情、家庭にめちゃくちゃ詳しいですよ。あの家はどういう家だとか分かっているんで、コーディネーターさんがどういうキャリアの持ち主か僕は知りませんが、もうずうっと皆さんの答弁を今日見る聞いていると、あなた方は民生委員・児童委員から逆に講演してもらったらいいよと思いますよ。全然子供のことを考えていないもん。大丈夫ですか、本当に、北九州市の子育て支援はという警鐘を鳴らして終わらせていただきます。

○主査（日野雄二君） 警鐘で終わりですね。

ほかに。いいですか。副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（永井佑君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 私から一言、先ほどの地区計画の中で、その施設が建てられなかったということの中で、私が一番何を言いたいかというと、行政がやることは何でもやっているんです。例えば、門司に臨港地域という規制の厳しい区域区分がある。臨港地域はまさにレトロの中が臨港地域なんです。その中に、門司労災病院、今メディカルセンターっていう病院が建っていますよね。あそこは臨港地域に建てちゃいけない病院なん。臨港地域に建てられるのは、会員のための診療所、海の関係者のための診療所しか駄目なん。それを大々的に建てて、ずう

っと違法建築でやってきて、私が指摘したら、平成28年、まだ今から7年か8年前、無分区に勝手に変えたという。臨港地域に建てているんですよ、そんなのは平気なん。一般の方が、そういう施設の方がここに建てたいといったときに、区域区分の問題で駄目だとかということ自体もおかしいのではないかと。市がやるときは何でもやるんです。あのハイマートというマンションは、末吉市長のときに、あそこだけ無分区に変えて建てたんですよ。

施設は国から言われて個室をつくっていかねばいけませんよ、お一人お一人の、家庭の雰囲気を味わうために、子供たちの支援のために、その施設が建てられないということはあっちゃいけないことですよということを、答えなくていい、もう強い要望として言っときます。私は終わります。

○副主査（永井佑君） 主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（日野雄二君） 自民党が終わりました。井上委員。

○委員（井上しんご君） それでは、保育現場の先生方のマスクの着用についてお伺いします。

コロナ禍中は、保育士さんも子供たちもマスクをする保育所もあって、非常に顔が見えない中で、子供たちもなかなか苦しい状況で過ごされました。5類になって以降、子供たちに対するマスク着用といった話はもうなくなっているんですけども、一方、職員さん、保育士さんとか、先生方に対してはまだマスクということで、一応御本人の判断でということ、感染を防ぐためということで施設側がそうしなさいと言っているわけじゃないのかもしれませんが、全員がされている保育所もあると聞いております。

そこで、自分は我が子が生まれたときに、保健師さんの指導とか、保育士さんから言われたのは、ミルクをやるときでもちゃんと子供の目を見ながらやってくださいと言われました。スマホを見ながらとか、テレビを見ながらではなくて、目を見てほしいということと、表情をちゃんと伝える、また、子供たちと目を合わせながらという形で、小児科の先生も含めて、若い保育士さんがそういうふうに使われていましたので、一般的に保育現場ではそういった顔を見ながらするというのが基本的な考えだと思うんですけども、しかしながら、コロナ禍の後、その余波というか、もし何かあったらという事なかれ主義かもしれませんが、先生方が顔の大部分を覆って子供たちに保育をするという状況で、その点について市としてはそういう成長期の幼児とか乳幼児の子供たちに対して、表情を見るっていうのは非常に動物から人間に変わっていく上で大事だと、今まで自分たちも指導を受けてきましたので、そう思うんですが、この点について市の見解を聞かせてください。

それと、感染症対策の基本的な考えについてお伺いをいたします。

自分も子供が保育所ときは、熱を出して電話があって迎えに行ったりすることはよくありました。そのときに保育士さん、小児科の先生からも聞いたんですけど、子供はどんどん感染というか、いろんな病気をして免疫をつくっていくことを言われて、殊さら心配する必

要はないよということで、通常の生活をして、風邪を引いたり、熱を出したりするのはよくある話だということで、そういうことで保護者は安心するという意味でやってきました。

コロナ禍以降、そういった考え方から、予防、そういうことを抑えるような方向になってきて、本来培う免疫をつくるという、子供時代に培うチャンスが奪われているんじゃないかなという、そういった危惧もあります。

私自身の体験として、自分が子供時代、おたふく風邪のワクチンを、兄弟3人で僕だけ接種しとったんですけども、その後、妹2人は普通に軽くおたふく風邪にかかって、大人になってから、自分の子供がおたふく風邪にかかって、こりこりとしている感じで、熱も1日出たぐらいな感じで、非常に軽く終わったんですけど、自分がその後につつて、もう大ごとしたという経験があります。

お医者さんに聞くと、ワクチンの免疫は続かないと、実際にかかっていたら一生免疫ということ、基本的には一生かからないということをおっしゃったんですけども、今母子手帳でもおたふく風邪は一応任意接種となっていますけども、そういった部分でも、ちゃんと子供時代にかかっていたら大したことないような感染症っていっぱいあると思うんですね。そういった部分で、基本的な感染対策について、ちゃんとした免疫をつくっていくという部分で市のお考えを聞かせてください。以上です。

○主査（日野雄二君） 保育課長。

○保育課長 保育所、認定こども園、幼稚園などにおける職員さんのマスクの着用についてということでございます。

5類になる少し前ぐらいですかね、基本的にもう大人は個人の判断を尊重するというものになってございます。保育所現場においては、いろいろ各種園の施設の状況によって様々であると認識しております。

国の通知でも、園の子供たちの流行の状況などによって、事業主が大人にマスク着用することを求めることはあり得るということが言われておりますので、その状況によっては当然あると思っております。しかしながら、基本はやはりもう個人の判断だと承知してございます。

また、子供の表情を見ながらというところでございます。コロナ禍のときでも、そういった指摘があることは私どもも承知してございました。なので、当時は、シールドという表現が正しいかどうか分かりませんが、ガードするような、目や鼻のところはよく見えるようなシールドで覆ったようなものを使うとか、あるいは顔写真を首や名札にぶら下げて、表情が分かりやすいようにといった、そういった工夫もやりながら実施したということもございまして。

しかしながら、先ほど申し上げたように、基本はもう個人の判断となってございます。職員さん全員が外されているところがあるのも承知してございますので、そこは各園の状況、その時々によって変わってくるのかなと承知しております。以上です。

○主査（日野雄二君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 免疫のことについてお尋ねがあったので、担当としては保健福祉局の感染症医療対策課とかになるんですけども、乳幼児期に特に重症化しやすい病気について、エビデンスがあるものについては定期的予防接種になっております。

ただ、定期的になっていなくて、任意の予防接種につきましても、お子さんの体調であるとか、例えばすごく小さく生まれて、いろんな感染症を防いだほうがいいというお子さんの場合には、定期的予防接種に加えて、様々な予防接種をしているところです。やはりそこはかかりつけの先生とかによく相談していただきながら、感染症を防いでいくということが大事と言われていきます。

一方で、風邪につきましてもは様々なウイルスが要因の感染症でございますので、そういう風邪にかかりながら免疫機能を整えていくということも言われていますので、集団生活を送る中では、どうしても感染症にかかるリスクはありますけれども、適切に対応しながら、やはり免疫の訓練をするのは大事ということは言われています。あまり感染しないようにということ、離れて暮らすということよりは、やはりある程度通常の生活を送りながら免疫を発達させていくということも重要ということが一般的には言われていますので、そこはお子さんの体調とそのときの体力のありようでも違ってくるかなとは思っているところでございます。以上です。

○主査（日野雄二君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。

先ほど保育課長さんが言われた部分で、個人の判断ということは当然分かります。でも、保育士さん全員がされているというのは、何らかの働きかけがあったとしか思えないんですけど、お伺いしたかったのは、今まで保育士さんとかいろいろな人からちゃんと顔を見てやってくださいと言われてきた、長年、それが今回コロナ禍でいろいろあって、じゃあ保育課として子供たちに対してどういう保育をしていくか、子供たちの情操教育とか、感情とか、コミュニケーションということから見れば、対面で顔を見る、顔の表情をしっかりと見る状態でやっていくことが基本だと僕はそう教わってきたから、そのことについては市としては大事だという点でいいのかお伺いします。

それと、さっきのワクチンの件で、今、秋接種、新型コロナワクチンの接種が始まろうとしています。5回目、6回目と違って、今までは重症化率が高い人という限定だったと思うんですが、今回は全世代対象、子供からという形で、今自分の周りではやっているコロナの株を見ると、比較的1日ぐらいで熱が収まっているような感じがするんですね。ですから、ワクチンの後遺症とかそういったことを考えたら、逆にかかったほうが免疫がつくからいいのかなと思ったりするんですけども、そこは時間がないので、保育課の方だけお聞かせください。

○主査（日野雄二君） 保育指導担当課長。

○保育指導担当課長 保育現場のマスクの使用のことなんですが、やはり保育士としても表情を見せながら、向かい合って子供と関わりを持つというのが幼児期の成長には大切だと思って

おりますが、コロナが5類になった以降、現場もコロナ以外にも感染症が結構流行しておりますので、各園の状況に応じてマスクのつけ外しをやっているかなと思いますが、成長での重要性がありますので……。

○主査（日野雄二君） 時間になりました。後で個別に井上委員にお知らせください。有田委員。

○委員（有田絵里君） 日本維新の会の有田絵里です。

それでは、幾つかお伺いしたいと思います。

まず、今日、様々な方から待機児童についてありましたけれども、待機児童は年度初めからゼロということでしたけど、年度初めは必ずゼロだと思うんですけども、以前から何度かお伺いしております未入所児童に関して伺いたいと思います。

令和3年度、令和4年度の人数として4月時点と3月時点の数字があれば教えてください。

次に、今日ずっとお話がっております子供の居場所についてということで、ユースステーションについて、このユースステーションは、中・高生をはじめ将来を担う若者の学習体験、スポーツ文化活動を通して社会性や自立性を身につける場としてつくられているということなんですけれども、まず、確認なんですけど、昨年度、最低限対象となっている中・高生の人数を教えてください。それと、市内にお住まいの中・高生の人数を教えてください。

また、念のため、もしかしたら答弁の中であったかもしれないんですけど、私が聞き取れなくて、ユースステーションの昨年度1年間の利用人数を教えてください。

また、昨年度の利用人数ですけれども、これもしょうがないと思いますが、人数のカウント方法ってあくまで1日何人来たということで、同じ人が利用した場合もカウントされているという認識でよろしいでしょうか。以上、教えてください。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 4月時点でよろしいですかね。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 令和3年度の人数、未入所児童の人数で4月時点と3月時点。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 令和3年が516人、そして、令和4年が621人となっております。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） それはいつ時点ですか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 令和4年4月でございますが、621人でございます。

○主査（日野雄二君） 声も小さいけど、しゃがんで、ちゃんと精査して立ちなさい。別の方、答えなさい、ほかの質問に。あなた、ちゃんと答えられていないだろ。別の質問もあるだろ、先にじっくり考えて手を挙げれ。青少年課長。（「局の姿勢が疑われるんだよ、議会の答弁に対して、その程度のことで。」と呼ぶ者あり。）

○青少年課長 ユーステーションの利用者数の内訳ということですが。

昨年度来館者数が3万911人でございます。そのうち、高校生が2万4,110人でございまして、78%となっております。

また、カウントなんですけれども、これは1回来館されたらその人を実人数で1人とカウントしております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 答弁の準備できた。事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 大変失礼しました。

令和3年度の3月ですから、令和4年3月が1,672人になっております。

そして、令和4年度末、令和5年3月でございますが、1,719人となっております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

恐れ入ります、先ほどのユーステーションの件なんですけれども、今回使われた中・高生のそれぞれの人数を教えてくださいと思うんですけれども、そもそもの市内の中・高生の人数を教えてください。内訳はありがとうございます。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 今、高校生自体の内訳というのはございませんが、全体でいったら、八幡西区等が68%で、中・高生の人数は、先ほどの2万4,112と中学生が2,025人でございまして……。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） それはユーステーションの利用人数ですよ。じゃなくて、市内の全体の人数。

○主査（日野雄二君） 青少年課長。

○青少年課長 市内の中学生と高校生の人数でございますよね。すみません、今資料を持っていないので、調べさせていただきます。

○主査（日野雄二君） 分からんなら分からんで、詳しいやつは後ほど控室に行って説明させてもいいですか。有田委員。

○委員（有田絵里君） 大丈夫です。

未入所児童数についてですが、単純に増えているってということですね。待機児童数がゼロ、ゼロ、ゼロとあって、私はこの仕事に入らせていただいてからずっと思っていたんですけども、待機児童に関してはゼロだよなって、そもそも未入所児童っていうのが存在していて、子供さんたちを預けられない人たちがいる中で、そこをそもそも除外しているのが私の中では理解ができないんですけれども、なかなか隠れ待機児童と言われる人たちの問題というのは消えていないし、実態として保護者の方々からいただく声っていうのは、小倉南区の場合は、待機児童ではなく未入所児童になって、認可外保育所に預けたいと思っても、近くのところが1

か月の負担金額が高くてなかなか入れなくて、求職がうまくいかずにつらい思いをされている実態というか、お母様の声をいただいています。そもそも生活とか子供にかかるお金がないから働きたいのに、3歳児未満の場合は高い保育料を払わないといけませんから、認可外保育にぱっと入れないと言って、すごく苦しんでいらっしゃるというのを聞きました。

兄弟児と同じ保育園に入れなくて待機している状態だったり、少し自宅から離れていて入れる保育園があるけど、様々な事情から入れないといって、これは待機児童にはカウントされていないですよ。これも国の基準なのでしょうがないかなとは思いますが、そうじゃない未入所児童のカウントもきちんとされていていらっしゃるの、そこに関してしっかりと考えていただきたいなと私は思っています。

実態は、そういった兄弟児と同じ保育園に入れなくてということもありますけど、最大6年間預ける可能性がある中で、保育園の選び方として、簡単に兄弟児と違う保育園に預けるとかということは、お母さんの立場からすれば、日々仕事をしながら、時間に追われている中で、家や職場から離れているところに預けることで、出勤時間も増えて、負担が増えるだけでなく、そこまでにかかる交通費や高騰しているガソリン代だったり金銭的な負担というのも増えてきますよね。多分うんうんと言ってくださっているの、分かっていると思います。さらに、兄弟児が同じ保育園に預けられないとなるとさらに別の負担も増えますよね、分かりますよね。もちろん職員の方々も十分分かっていると思います。

そこで、御質問なんですけれども、待機児童で目標を捉えるよりも、子育てしやすい町ナンバーワンとある北九州市として、しっかり子育て世代のニーズに応えられる町をつくっていったら、待機児童数ゼロという基準ではなく、未入所児童に基準をシフトして、しっかりとそこから目標値を考えていかなければならないと思うんですけれども、まずここに関しての見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まず、年度初めの時点では、待機児童は確かにゼロ、そして、年度途中の10月までは待機のほうはまだゼロという形になっているんですが、やはり年度末が近づく中で、昨年度末も13名市内で待機が生じております。こうした年間を通じた中で待機児童というのをなくしていくのが、まずは対外的にもアピールできる場所ではあるのかなと考えております。また、そういう待機児童について考えていく中で、少しずつ未入所についても、数の低減、そうしたものは期待できるのではないかなと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） そこが問題と思っていないんだったら、未入所児童というか、そもそもカウントしていないと思いますし、問題だから、そこに課題があるからということでカウントされているんですよね。であれば、しっかりとそこに着目して、そこを基準にして高い目標を立てていかないと、いつまでたっても解決していかないと思うんですよ。待機児童数という部

分でやっていっても、そこがゴールだから、いつまでたっても、未入所児童に関しては解決していかないし、まずは高い目標値を立てていったりだとか、待機児童数ゼロが低い基準ではないと思いますよ、かなり頑張っていると思うんですけども、本当に子育てしやすい町ナンバーワンのまちづくりを考えていくのであれば、高い基準をしっかりと市として考えていくべきではないでしょうか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 国のほうでも毎年ちょうどこの時分に全国の待機児童の調査について公表しているところがございます。まずは、そうした中で、年度初めだけではなくて、年間を通じた中での待機ゼロというのを達成していくこと、これをまず当面は目標に掲げ、これまでも掲げてきておりますけど、そうした中で未入所児童の低減にもつながっていくのではないかなと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 待機児童につきましては、今申し上げたとおり、今後もちろん進めていきます。

未入所児童につきましては、この未入所児童の内訳について確認をしたことがあるんですけども、この中のかかなりの数の方が育休の延長のための待機というところを選択されているというところが実はございますので、この未入所の全ての方が本当に入る必要があって、入りたくて入れないというわけではないと見ております。

ただ、そのことを除いたとしても、やはり未入所という形の方が残りますので、その方についてアプローチが必要だと思っておりますし、そこを解消していくというところは目指していかなければならないことだと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 局長も課長もありがとうございます、御答弁いただきまして。

未入所児童は、入りたくても入れない未入所児童を抱える家庭については、じゃあ今はどのように子ども家庭局として考えていらっしゃいますか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 当然未入所児童でカウントしている方の人数の推移というのは、毎年度把握しておりますので、こうした中で、先ほど局長からも説明がありましたけど、入所を急ぐ方というのもいらっしゃると思いますので、こうしたところは申込み現場のほうを通じた中で、そうした状況のほうを把握しながら、今後とも対応できたらと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

そこを改善していかなければいけない、考えていただいている、それを一個ずつ改善してい

かないといけないというのが一番の課題だと思いますので、どういうふうにしていくのかというのが、今そういうところに対して検討されているのであれば、もう既に課題は分かっているんじゃないと思いますので、そこに対して市としてどういうことを今検討しているとか、何か今お答えがあるんだったら教えてください。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まずは、そういう毎年の入所の状況、人数、そうしたものを今把握している状況でして、これから少しずつそうしたところの分析のほうを踏み込んでいけたらというような形で考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 今までかなり長い間、未入所児童というのでカウントされてこられていたと思うんですね。まだ分析ができていないということですか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 全ては分析はできておりません。先ほど御説明させていただきました未入所の中に、育児休業の延長、こうしたものを目的とされている方が少なからずいらっしゃるというのは、最近、私どものほうで分析して分かってきたところでございます。ただ、これ以外にも、要因というのはあるかと思っておりますので、こうしたものを今後、引き続き分析していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ちなみになんですけれども、今後、もちろん年間通して待機児童をゼロにしていくという中で、未入所児童も一緒に減っていくだろうみたいなふわっとした感じの回答だったと思うんですけれども、明確に未入所児童を減らしていくという目標はそもそもありますか。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 現状では、先ほどから申し上げておりますが、子どもプランの計画の中でも、待機児童の低減という形で目標設定させていただいておりますので、未入所については現時点では特に目標というものは考えでございません。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） もう繰り返しのなってしまいますけれども、そもそも高い目標を持っていかないと、低い目標に対してはいかないと思うんですね。一生懸命子育て環境を改善しようと思って、いろんな施策を打ってくださっていますし、いろんなことを考えていただいて、様々な努力をしていただいているのも聞いていますし、いろんな勉強もさせていただきます。

ただ、待機児童を減らすというところに関してはいいと思うんですけれども、今後、未入所児童をまずは減らしていくんだという市としての目標、自分たちは子育てしやすい町ナンバーワンだから、こっちを目指すんだというような、自分たちはどうあるべきなのか、国とか関係

なく、市としてどうしていききたいのかというのを目標にするべきだと思うんですね。そこがなければ絶対進んでいけないと思うんですよ。国が国がじゃなくて、北九州市として未入所児童をどうしたいのか、しっかりここを目標値として考えていただきたいと思うんですけれど、まず見解を伺います。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まずは、未入所児童につきまして、もう少し分析を進めていきたいと考えております。そして、課題等がはっきりした中で、具体的に目標を定めた中で対策というのを考えていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 未入所児童をゼロにするという目標は、やはり掲げる予定はございません。

ただ、どうしてそれが未入所児童として上がってくるのかというところについて、一つ一つ解決していく必要があると思っています。先ほどおっしゃられたように、例えば兄弟児の問題であるとか、そういったことを解決することによって、その人たちが入れるということによって、未入所児童そのものは当然に減ってくると思います。先ほど申し上げました育休延長の方というのは、多分これは解消できない数だと思いますので、そこは置いておいたとして、それ以外の個別の事由が何なのか、それを解決していくためにこういう方策が取れないかというところについては、個別に課題に対して対応していこうということを考えております。

ただ、目標値として考えているのは、国の掲げている待機児童のカウントというところで、今後もさせていただくように考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

そもそも未入所児童というくくりの中に、局長におっしゃっていただきました休職の延長でという方々がいらっしゃる、それを外しても、兄弟児の件とか含めていらっしゃるということですね。ここを切り分けなければいけないよねというそもそも論が出てきますよね。未入所児童はどこを未入所児童としてカウントするのかという、分かりにくい部分がありますよね。全部ひっくるめておっしゃっているから、未入所児童の中身をふわっと数字化していただいた結果、こういうふうになっています、でも答弁の中では、分かりにくいけど、こういう人たちもいますということであれば、まずどこにリーチしないといけないのか明確化しないといけないんだから、そこをまず出しましょう。もしよかったら、そういうのをきちんとデータ化して、できればください。ぜひ、欲しいです。じゃないと、市として子育て環境をつくっていくための施策としてどう打ち出していくかという分析ができないと思うから、今後、北九州市をよくするためにも、そういった分析をするための数字というのは出していただければと思いますの

で、よろしく申し上げます。

先ほどの西田委員の答弁の中で、保育園の定員割れの話があったかと思いますが、5割以上の施設が定員割れを起こしていますというお話だったと思うんですけれども、原因は様々あると思うんですけれども、先ほど定員割れもしています、でも待機児童、未入所児童はいますみたいな、いろんな問題があると思うんですよね。

そういう中で、さっき申し上げました兄弟児に関して、上の子は家から5分ぐらいのところに預けられるけど、もう一人の子は20分ぐらい離れた全然違うところに預けないといけない。これだったら、待機児童にはならないけど、未入所児童になるという感じなのかな、そういう何か変なふうになっていると思うんですけれども。逆に、そういう兄弟児が分かれたとしても、対策が取れるとか、近くの保育園に預けたいけれども、預けられない、でも遠方だったら空いているというお母様方も、これも未入所になるのかなあと思うんですけれども。そういうものを解決していくとしたら、幾つか解決パターンってあると思うんですよね。そもそも保育所の定員、5割以上定員割れが起こっているということだから、定員割れが市内で起こらないとするのであれば、そもそもの定員数を減らすとか、やっちはいけないですけど、困りますけど、お母様方からしたら、あとは自宅、都心部から離れているところでも子供を預けられるように優遇する、あとは保育所の合併、ほかにもあると思うんですけれども、今私がぱっと思いついた限りではそれぐらいでした。

先ほど原因について御答弁いただいておりますけれども、この5割以上の定員割れについて、今後、どのような施策を打っていけばいいのかという御検討を市の中でされているのであれば、ぜひよかったら教えてください。

○主査（日野雄二君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 まず、先ほどもお話しさせていただきましたが、保育の内容とか、そうした内容を捉えまして、利用者の方がその内容をよしとされる保育所のほうを申し込まれている方、こうした方たちが、例えば一つの園に既にもう受入れの定員を超えている状況なんですけど、そこが空き次第、入所を希望したいということで、入所待ちという形で待たれている方がいらっしゃる。片やその近くで、まだ定員に余裕のある施設のほうとかが空いている状況、当然同じ認可保育所でございますので、いずれの施設のほうも定員に近い形で利用というのをしていただきたい。また、利用者の方にも選んでいただくような保育所運営に、市としても現場と協力して、そここのところは取り組んでいかなければならないという形で考えております。中には、保育士が年度末に近い段階になると確保ができないとか、そうした問題とかもあろうかと思いますが、先ほども説明させていただいた内容の少し繰り返しになって恐縮なんですけど、まずは保育士対策の関係も今後も引き続きしっかりやっていくこと、そして……。

○主査（日野雄二君） 課長、時間が来ました。あとは有田委員に直接お知らせください。

ほかにございませつか。

ほかになれば、以上で本日の議案の審議を終わります。

次回は9月25日月曜日午後3時15分から第6委員会室で市長質疑を行います。ついては、質疑項目を、実は本日の4時までだったんですが、審査が3時45分までになりましたから、これから1時間後までの間に質疑項目を事務局へ提出されてください。

本日は以上で閉会します。

令和4年度決算特別委員会 第2分科会 主 査 日 野 雄 二 ㊟
副主査 永 井 佑 ㊟